

池田町地域福祉(活動)計画

しあわせ福祉プランⅢ

池 田 町

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
第 2 章 池田町の現状	6
1 人口等の状況	6
2 高齢者・児童等の状況	10
3 地域団体等の状況	15
4 地域福祉についてのアンケート調査	16
5 地区懇談会での意見	28
6 意見交換会での意見	30
第 3 章 計画の基本的な考え方	33
1 基本目標	34
2 施策の体系	35
第 4 章 地域福祉推進への取り組み内容	36
基本目標Ⅰ いきがいをもちやさしさ溢れるまちづくり 《共生》	36
(1) 高齢者の生きがいを支援します.....	36
(2) 障がい者にやさしいまちづくりをすすめます.....	39
(3) 子どもにやさしいまちづくりをすすめます.....	44
(4) 福祉教育、福祉啓発活動を推進します.....	47
基本目標Ⅱ けんこうで活力と愛に満ちたまちづくり 《参加》	51
(1) 包括的な支援体制を構築します.....	51
(2) ボランティア活動への参画を図ります.....	60
(3) 地域のつながりの強化に努めます.....	63
(4) サービス提供体制を充実します.....	66

基本目標Ⅲ だれもが幸福を分かち合うまちづくり 《協働》	69
（１）だれもが安心して生活できる地域をつくります.....	69
（２）人として尊厳をもって生活できる地域をつくります.....	76
（３）当事者組織を支援し協働活動を展開します.....	78
（４）保健、医療、福祉の連携強化に努めます.....	80
（５）地域福祉活動の周知と強化に努めます.....	83

参考資料..... 86

1 計画策定までの取り組みと経過	86
2 池田町地域福祉計画策定委員会設置要綱	89
3 池田町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	90
4 池田町地域福祉(活動)計画策定委員名簿	92
5 用語集	93



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景

本町では、平成 26 年 3 月に「しあわせ福祉プランいけだⅡ（第二次池田町地域福祉計画、第三次池田町地域福祉活動計画）」を策定し、お互いに支え合う「共生」の地域社会をめざし、住民参加による行政運営、地域住民・各団体・ボランティア等による「協働」のまちづくりなど様々な施策に取り組んできました。

地域福祉を取り巻く状況をみると、少子高齢化、人口減少社会の進行や核家族化の急速な進行、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等など、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しており、社会的に孤立している人への対応が必要となっています。

また、高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加、虐待・権利擁護・防災対策など、安全・安心への取り組みの強化が求められています。

そのような中、国においては、様々な分野の課題が絡み合っていて複雑化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また国は、市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉の推進においては、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことが求められています。

	国の地域福祉に関する動向
平成 12年	<ul style="list-style-type: none"> ○「介護保険法」施行 ○社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務と位置づけられる
平成 25年	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ○健康日本 21（第2次）計画策定 ○社会保障制度改革国民会議報告書 ○「障害者自立支援法」にかわる「障害者総合支援法」施行 ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行
平成 26年	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 ○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 ○「子ども・子育て関連3法」成立
平成 27年	<ul style="list-style-type: none"> ○「介護保険法」改正 ○「生活困窮者自立支援法」施行 ○厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」
平成 28年	<ul style="list-style-type: none"> ○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ○「障害者差別解消法」施行 ○「発達障害者支援法」改正 ○地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)設置→12月に「中間とりまとめ」を公表
平成 29年	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ○地域力強化検討会（9月に「最終とりまとめ」を公表） ○厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」で地域福祉計画の策定ガイドラインが改定

（２）計画策定の趣旨

本町では、「しあわせ福祉プランいけだⅡ」において、地域福祉の推進を図ってきましたが、社会情勢等の変化や、本町における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、新たな「池田町地域福祉(活動)計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画です。

(社会福祉法より抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

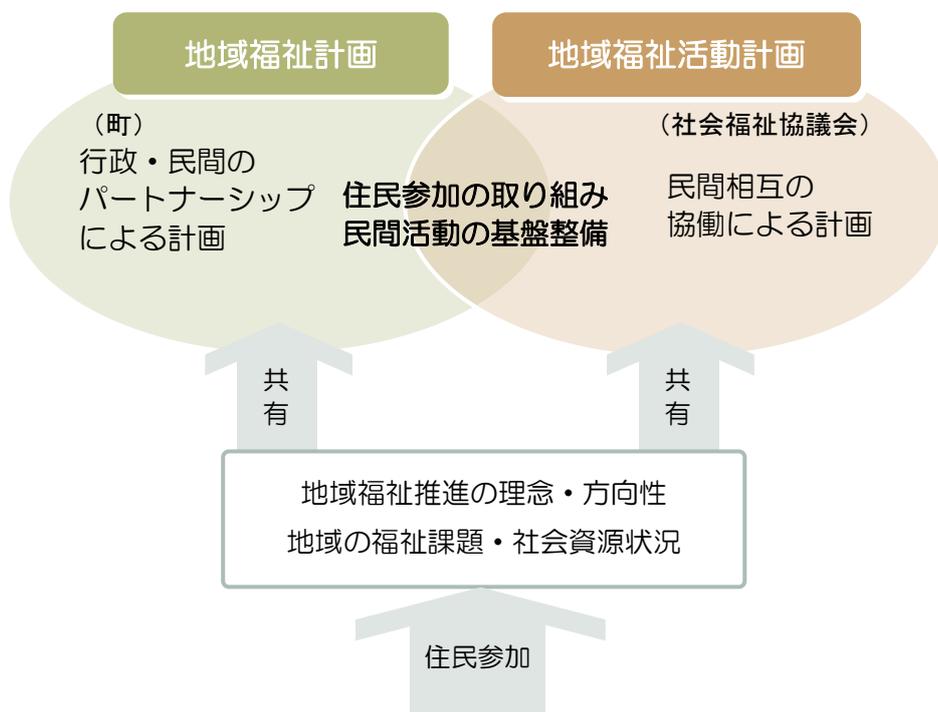
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会で策定する計画であり、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられます。

また、「地域福祉活動計画」は地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する計画であるとともに、両計画は、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。

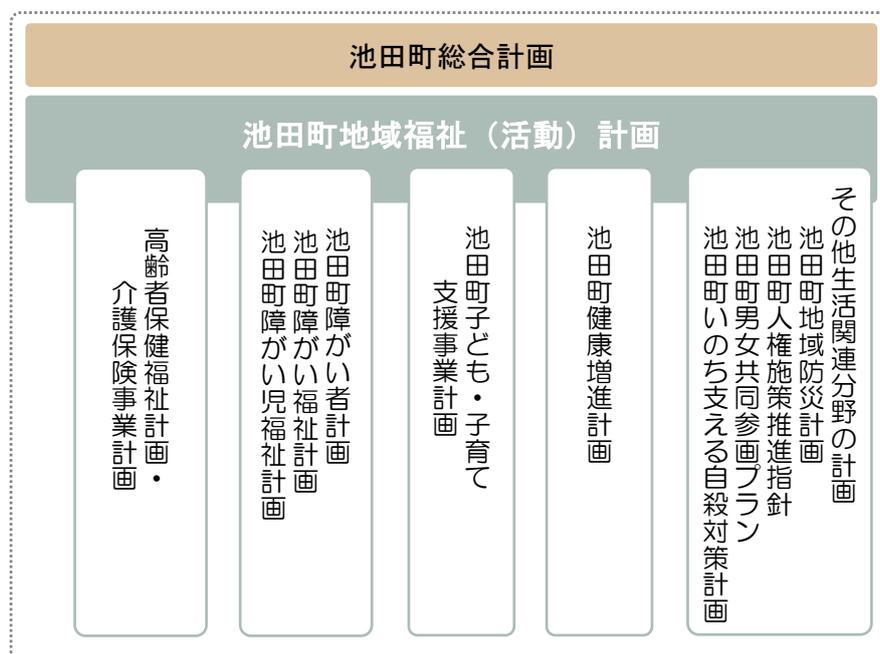
地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



(3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、池田町第五次総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、子ども（子育て支援）等の分野別計画を内包した福祉分野の総合的な計画となります。

防犯や防災、まちづくりや人権、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



3 計画の期間

計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

	平成29年度	平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)
総合計画	池田町第5次総合計画			池田町第6次総合計画 ～2029年度			
地域福祉（活動） 計画	池田町第2期地域福祉 計画・池田町第3期池田 町地域福祉活動計画		池田町第3期地域福祉計画・ 池田町第4期池田町地域福祉活動計画				
健康増進計画	池田町健康増進計画			池田町第2期健康増進計画 ～2029年度			
子ども・子育て 支援事業計画	池田町子ども・子育て 支援事業計画			池田町第2期子ども・子育て支援事業計画 ～2024年度			
障がい者計画	池田町第4期障がい者計画				池田町第5期障がい者計画 ～2026年度		
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	池田町第4期 障がい福祉計画	池田町第5期障がい福祉計画 池田町第1期障がい児福祉計画		池田町第6期障がい福祉計画 池田町第2期障がい児福祉計画			
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	揖斐広域連合 第6期高齢者 保健福祉計 画・介護保険事 業計画		揖斐広域連合 第7期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		揖斐広域連合 第8期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		



第 2 章

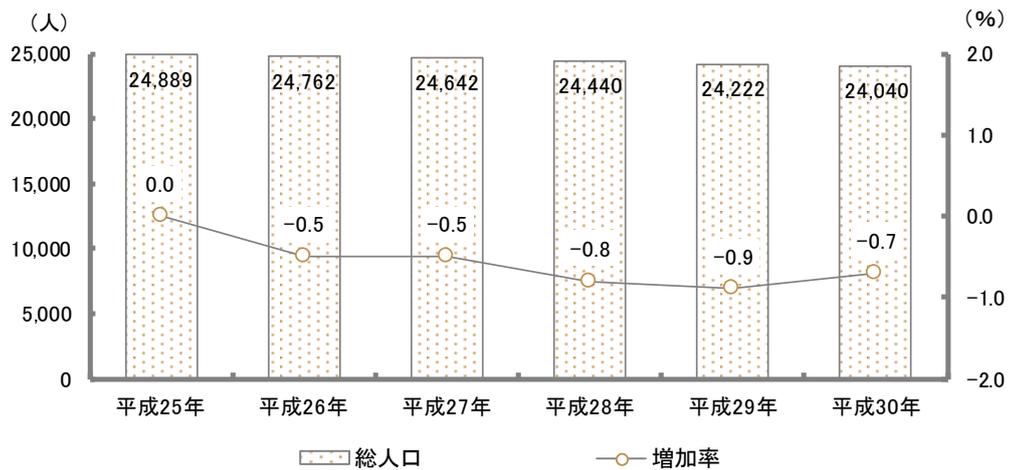
池田町の現状

1 人口等の状況

(1) 人口の推移と人口構成

池田町の人口は、約 25,000 人弱で推移していますが、年々減少しています。平成 30 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口は 24,040 人となっています（図 1）。

図 1 人口の推移と増加率



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

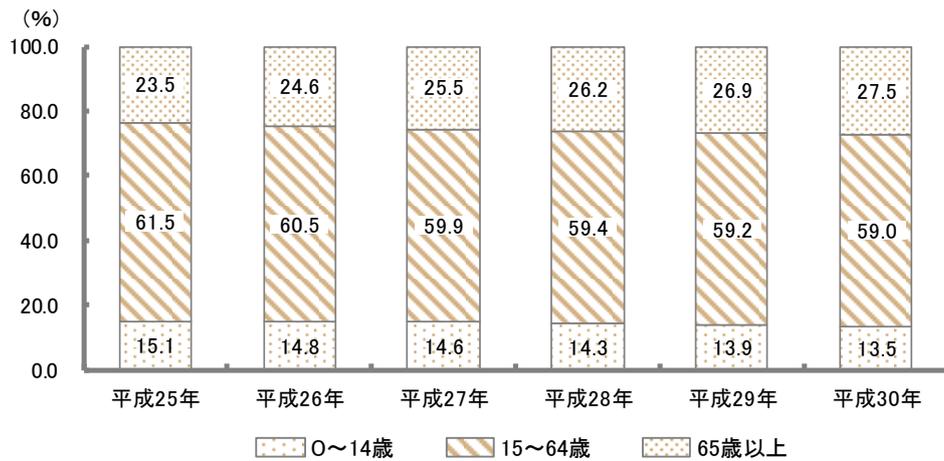
表 1 人口の推移と増加率

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
人口	24,889 人	24,762 人	24,642 人	24,440 人	24,222 人	24,040 人
増加率	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%
平成 25 年からの増加率	0.0%	-0.5%	-1.0%	-1.8%	-2.7%	-3.4%

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合は平成25年の15.1%から平成30年の13.5%へと、減少しています。一方、65歳以上の高齢者の割合は、平成25年の23.5%から平成30年の27.5%まで増加しており、少子・高齢化の進展がうかがわれます（図2）。

図2 年齢3区分別人口構成



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

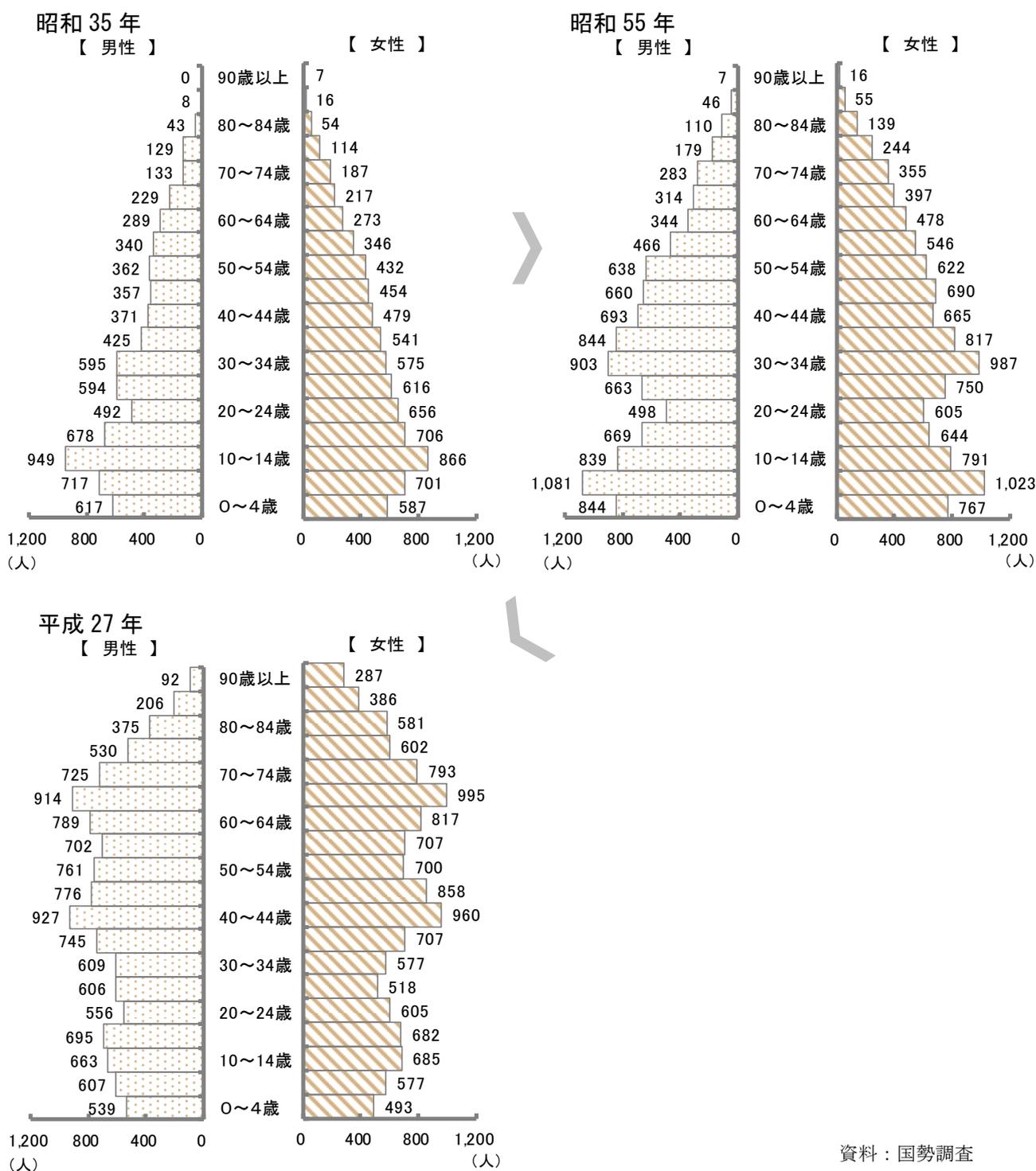
表2 年齢3区分別人口構成

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全体	24,889人	24,762人	24,642人	24,440人	24,222人	24,040人
0～14歳	3,748人	3,673人	3,602人	3,504人	3,370人	3,249人
	15.1%	14.8%	14.6%	14.3%	13.9%	13.5%
15～64歳	15,304人	14,989人	14,755人	14,527人	14,338人	14,184人
	61.5%	60.5%	59.9%	59.4%	59.2%	59.0%
65歳以上	5,837人	6,100人	6,285人	6,409人	6,514人	6,607人
	23.5%	24.6%	25.5%	26.2%	26.9%	27.5%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢の人口構造の変化を人口ピラミッドでみると、昭和35年は、出生数の減少により、「つりがね型」に近い形となっています。昭和55年は、30～34歳と5～9歳を中心とした2つの膨らみをもつ「ひょうたん型」に近い形であり、平成27年は、年代ごとの人口変化が少ない「筒型」に近い形となっています（図3）。

図3 人口ピラミッド



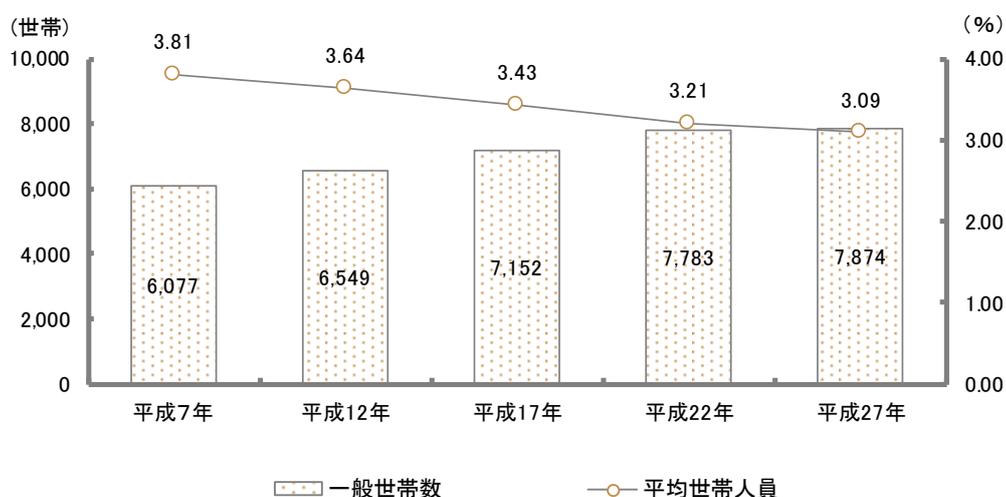
資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

当町の世帯数は、平成7年の6,077世帯から、平成27年の7,874世帯まで増加しています。反対に、平均世帯人員は減少しており、世帯の少人数化が進んでいることがわかります（図4）。

一般世帯の構成は、3世代世帯の割合は減少しているのに対して、核家族世帯、単身世帯の割合は増加しています（表3）。

図4 世帯数の推移と平均世帯人員



資料：国勢調査

表3 世帯構成

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数※1	6,077世帯	6,549世帯	7,152世帯	7,783世帯	7,874世帯
核家族世帯	3,379世帯	3,664世帯	4,088世帯	4,493世帯	4,732世帯
	55.6%	55.9%	57.2%	57.7%	60.1%
3世代世帯※2	1,704世帯	1,398世帯	1,245世帯	1,518世帯	1,302世帯
	28.0%	21.3%	17.4%	19.5%	16.5%
単身世帯	531世帯	740世帯	1,017世帯	1,375世帯	1,456世帯
	8.7%	11.3%	14.2%	17.7%	18.5%
その他の世帯	463世帯	747世帯	802世帯	397世帯	384世帯
	7.6%	11.4%	11.2%	5.1%	4.9%

資料：国勢調査

※1 総世帯数から施設等の世帯を除いたもの

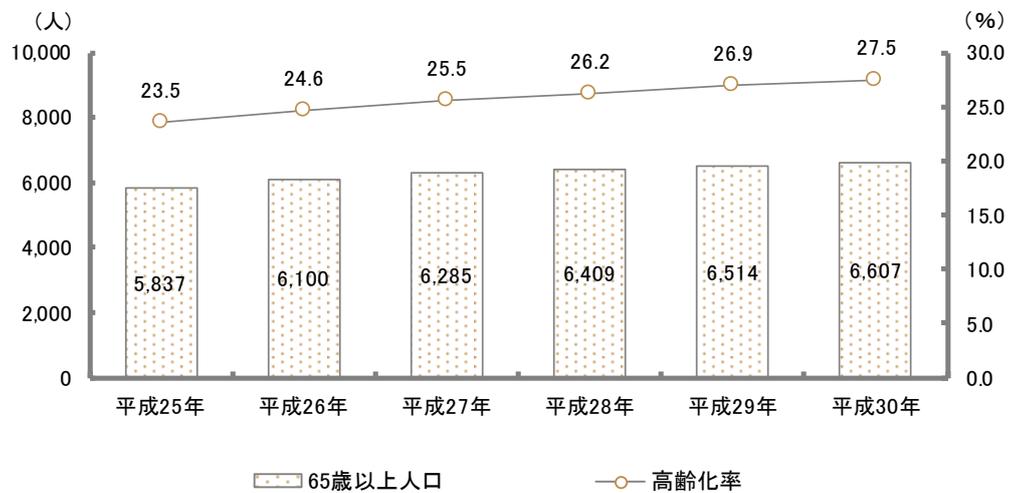
※2 平成7年は、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」「夫婦、子ども、親と他の親族からなる世帯」の合計値

2 高齢者・児童等の状況

(1) 高齢者の状況

高齢者人口は、平成25年の5,837人から平成30年の6,607人まで増加しています。また、人口全体に占める高齢者の割合も、平成25年の23.5%から平成30年の27.5%まで増加しています（図5）。

図5 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

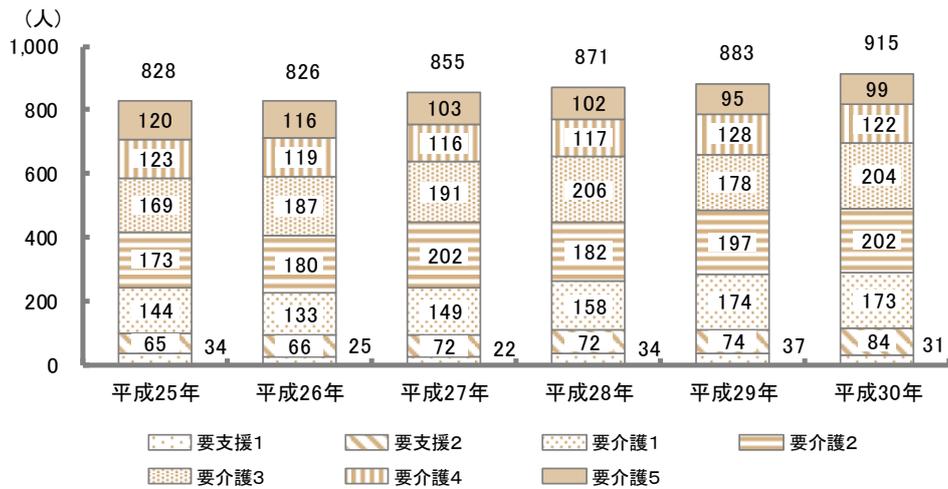
表4 高齢者人口

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
65歳以上人口	5,837人	6,100人	6,285人	6,409人	6,514人	6,607人
	23.5%	24.6%	25.5%	26.2%	26.9%	27.5%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

平成30年の要介護等認定者数は915人となっています。年次推移をみると、年々増加傾向となっており、特に、要支援2、要介護1、要介護3で増加傾向にあります(図6)。

図6 要介護等認定者数の推移



資料：保険年金課（各年4月1日現在）

表5 要介護等認定者数

区分	合計	要介護等認定者数							認定率
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
平成25年	828人	34人	65人	144人	173人	169人	123人	120人	
		4.1%	7.9%	17.4%	20.9%	20.4%	14.9%	14.5%	14.2%
平成26年	826人	25人	66人	133人	180人	187人	119人	116人	
		3.0%	8.0%	16.1%	21.8%	22.6%	14.4%	14.0%	13.5%
平成27年	855人	22人	72人	149人	202人	191人	116人	103人	
		2.6%	8.4%	17.4%	23.6%	22.3%	13.6%	12.0%	13.6%
平成28年	871人	34人	72人	158人	182人	206人	117人	102人	
		3.9%	8.3%	18.1%	20.9%	23.7%	13.4%	11.7%	13.6%
平成29年	883人	37人	74人	174人	197人	178人	128人	95人	
		4.2%	8.4%	19.7%	22.3%	20.2%	14.5%	10.8%	13.6%
平成30年	915人	31人	84人	173人	202人	204人	122人	99人	
		3.4%	9.2%	18.9%	22.1%	22.3%	13.3%	10.8%	13.8%

資料：保険年金課（各年4月1日現在）

(2) 児童の状況

当町の平成 30 年の出生数は 134 人となっています。増減の推移をみると、平成 25 年の 179 人から平成 26 年は 189 人まで増えましたが、平成 27 年以降は減少傾向となっています（表 6）。

平成 30 年の保育園の園児数は 716 人、幼稚園の園児数は 94 人となっています（表 7）。

児童のいる世帯数は、6 歳未満、18 歳未満ともに減少しており、一般世帯に占める割合は減少しています（表 8）。

表 6 出生数の状況

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	179 人	189 人	165 人	146 人	124 人	134 人

資料：住民基本台帳

表 7 保育園・幼稚園の園児数の状況

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
保育園	745 人	738 人	734 人	721 人	723 人	716 人
幼稚園	97 人	99 人	114 人	119 人	110 人	94 人

資料：健康福祉課（保育園は各年 4 月 1 日現在、幼稚園は各年 5 月 1 日現在）

表 8 児童のいる世帯数

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	7,152 世帯	7,783 世帯	7,874 世帯
6 歳未満の児童のいる世帯数	1,119 世帯	1,025 世帯	916 世帯
	15.6%	13.2%	11.6%
18 歳未満の児童のいる世帯数	2,704 世帯	2,627 世帯	2,441 世帯
	37.8%	33.8%	31.0%

資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯の状況

平成30年のひとり親世帯数は182世帯となっています(表9)。また、母子家庭父子家庭ともに減少傾向となっています。

表9 ひとり親家庭世帯数

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
ひとり親家庭	210世帯	201世帯	201世帯	186世帯	185世帯	182世帯
母子家庭	195世帯	188世帯	190世帯	176世帯	174世帯	169世帯
父子家庭	15世帯	13世帯	11世帯	10世帯	11世帯	13世帯

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

(4) 障がい者（児）の状況

各種障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向となっており、平成30年は949人となっています(図7)。

療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに増加傾向となっています(図8)。

図7 身体障害者手帳所持者数の推移

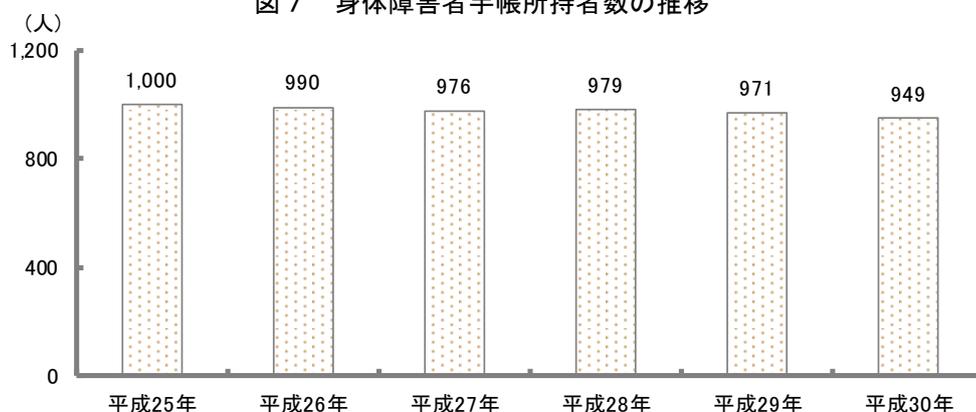
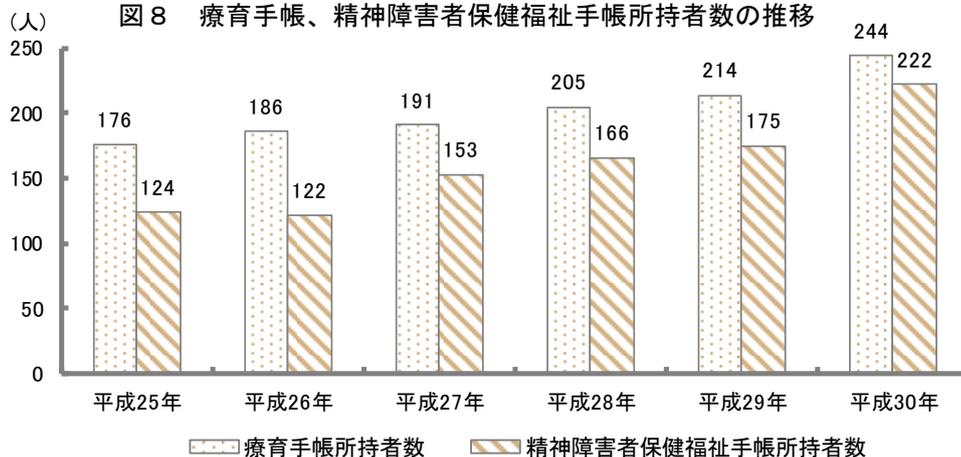


図8 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

(5) 外国人の状況

平成 25 年以降の外国人登録人口は、増減を繰り返しながら増加傾向となっており、平成 30 年で 376 人となっています。国別では、中国が多くなっています（表 10）。

表 10 外国人登録人口の推移

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
外国人登録人口	297 人	281 人	259 人	283 人	322 人	376 人
韓国	17 人	16 人	15 人	12 人	12 人	11 人
中国	172 人	170 人	158 人	155 人	143 人	132 人
フィリピン	31 人	31 人	31 人	34 人	33 人	36 人
インドネシア	3 人	2 人	1 人	7 人	20 人	30 人
ブラジル	57 人	43 人	30 人	32 人	50 人	56 人
ベトナム	0 人	2 人	2 人	17 人	29 人	81 人
タイ	5 人	6 人	2 人	2 人	2 人	1 人
パラグアイ	5 人	2 人	2 人	3 人	3 人	2 人
その他	7 人	9 人	18 人	21 人	30 人	27 人

資料：住民課（各年 4 月 1 日現在）

(6) 保護世帯数等の状況

生活保護世帯数は、大きな増減なく推移しており、平成 30 年で 33 世帯となっています。（表 11）

表 11 生活保護世帯の状況

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
世帯数	29 世帯	33 世帯	35 世帯	36 世帯	35 世帯	33 世帯

資料：健康福祉課（各年 2 月 1 日現在）

3 地域団体等の状況

(1) ボランティア団体

平成30年の池田町ボランティア連絡協議会加入ボランティア団体数は52団体で、会員数は3,466人です。登録団体数、人数ともにやや減少しています(表12)。

表12 ボランティア団体の状況

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
団体数	53団体	55団体	53団体	53団体	53団体	52団体
会員数	3,626人	3,417人	3,353人	3,525人	3,518人	3,466人

資料：社会福祉協議会（池田町ボランティア連絡協議会加入団体数）
(各年4月1日現在)

(2) 福祉委員

福祉委員数は、年々増加しており、平成30年では332人となっています(表13)。

表13 福祉委員の状況

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
委員数	303人	316人	321人	326人	334人	332人

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

(3) サロン活動

平成29年のいきいきサロンは、53か所、延べ354回開催されています(表14)。

表14 いきいきサロンの開催状況

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者サロン数	54か所	54か所	53か所	53か所	53か所
延べ回数	262回	272回	330回	375回	354回
障がい者サロン数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
延べ回数	19回	12回	12回	12回	9回

資料：社会福祉協議会

4 地域福祉についてのアンケート調査

(1) アンケート調査概要

① 調査の目的

「やさしさと笑顔があふれ、誰もが生きがいを持ち、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とした「しあわせ福祉プランいけだⅡ」の計画を見直すにあたり、より充実した計画づくりに役立てる資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

池田町在住の満 18 歳以上の方から 1,000 人の方を無作為抽出

③ 調査期間

平成 30 年 6 月から平成 30 年 7 月

④ 調査方法

- ・ 地区懇談会及び郵送による配布
- ・ 郵送による回収

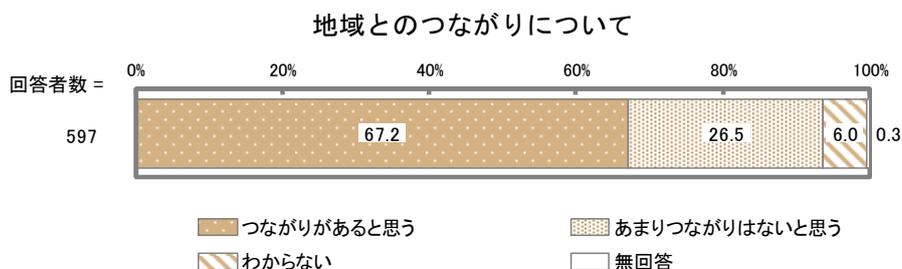
⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	597 通	59.7%

(2) アンケート調査結果

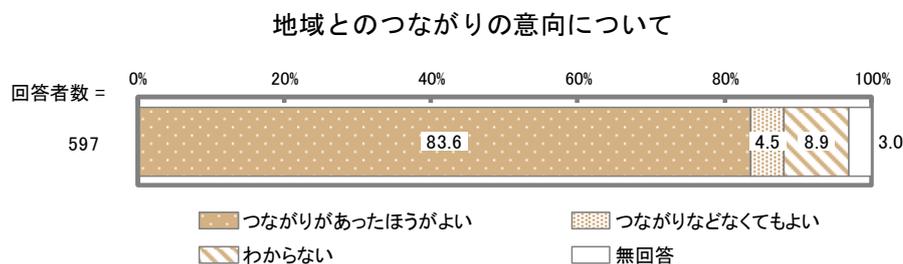
① 地域とのつながりの有無について

地域とのつながりの有無について、「つながりがあると思う」の割合が67.2%と最も高く、次いで「あまりつながりはないと思う」の割合が26.5%となっています。



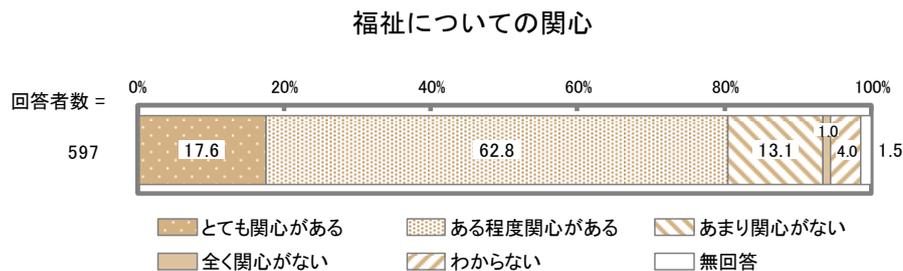
② 地域とのつながりの意向について

地域とのつながりの意向について、「つながりがあったほうがよい」の割合が83.6%と最も高くなっています。



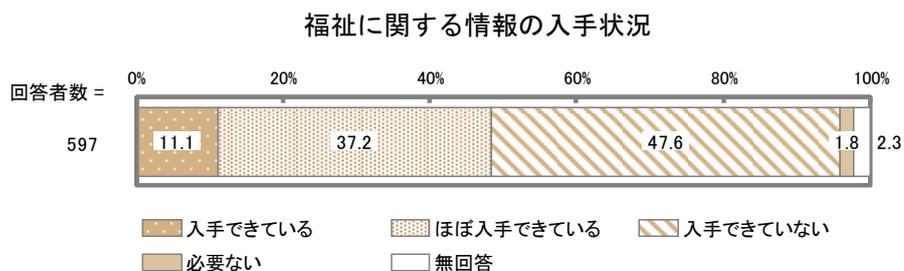
③ 福祉についての関心

福祉についての関心は、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が80.4%、「あまり関心がない」と「全く関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が14.1%となっています。



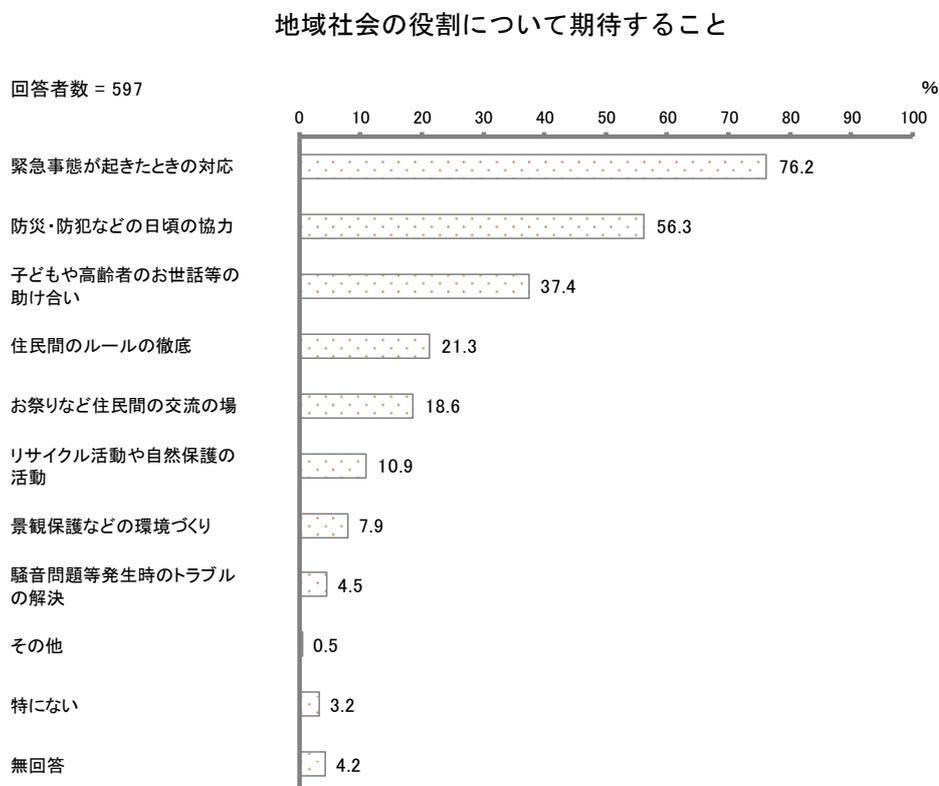
④ 福祉に関する情報の入手状況

福祉に関する情報の入手状況について、「入手できていない」の割合が47.6%と最も高く、次いで「ほぼ入手できている」の割合が37.2%、「入手できている」の割合が11.1%となっています。



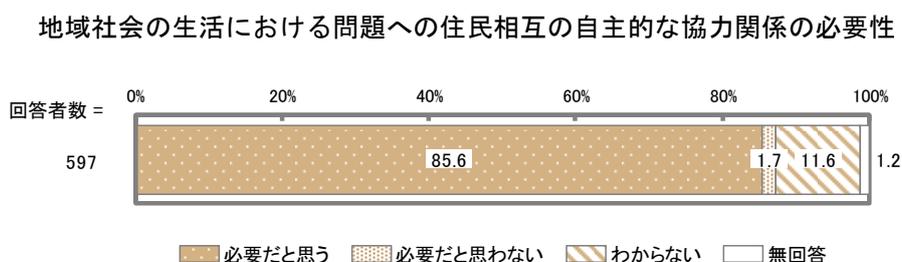
⑤ 地域社会の役割について期待すること

地域社会の役割について期待することは、「緊急事態が起きたときの対応」の割合が76.2%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」の割合が56.3%、「子どもや高齢者のお世話等の助け合い」の割合が37.4%となっています。



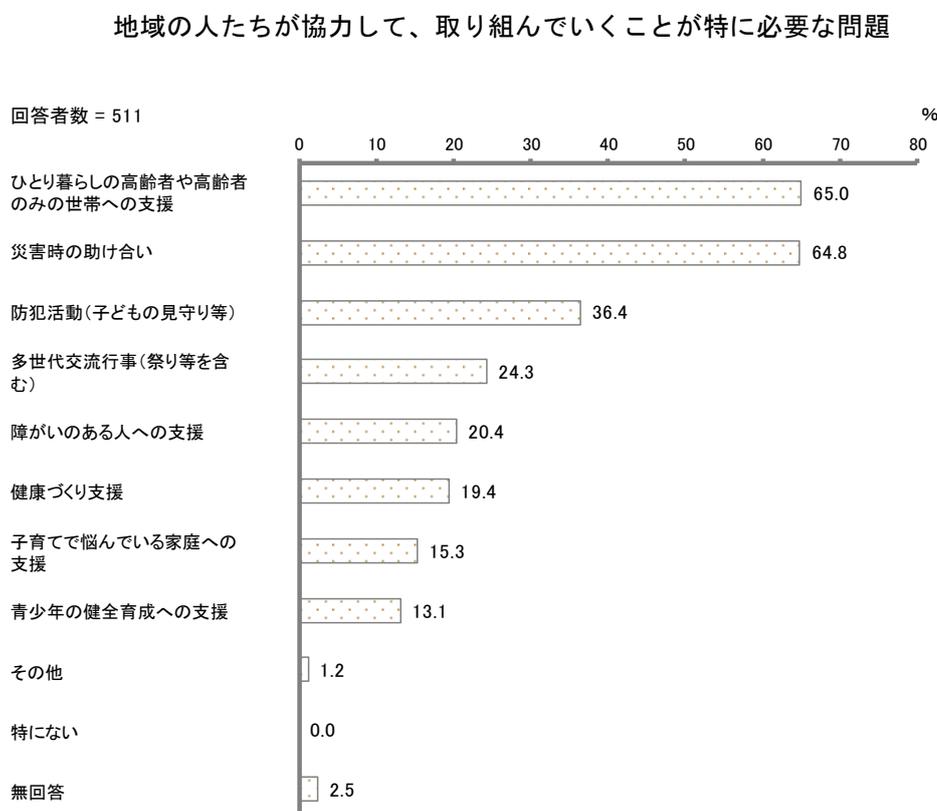
⑥ 地域社会の生活における問題への住民相互の自主的な協力関係の必要性

地域社会の生活における問題への住民相互の自主的な協力関係の必要性について、「必要だと思う」の割合が85.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が11.6%となっています。



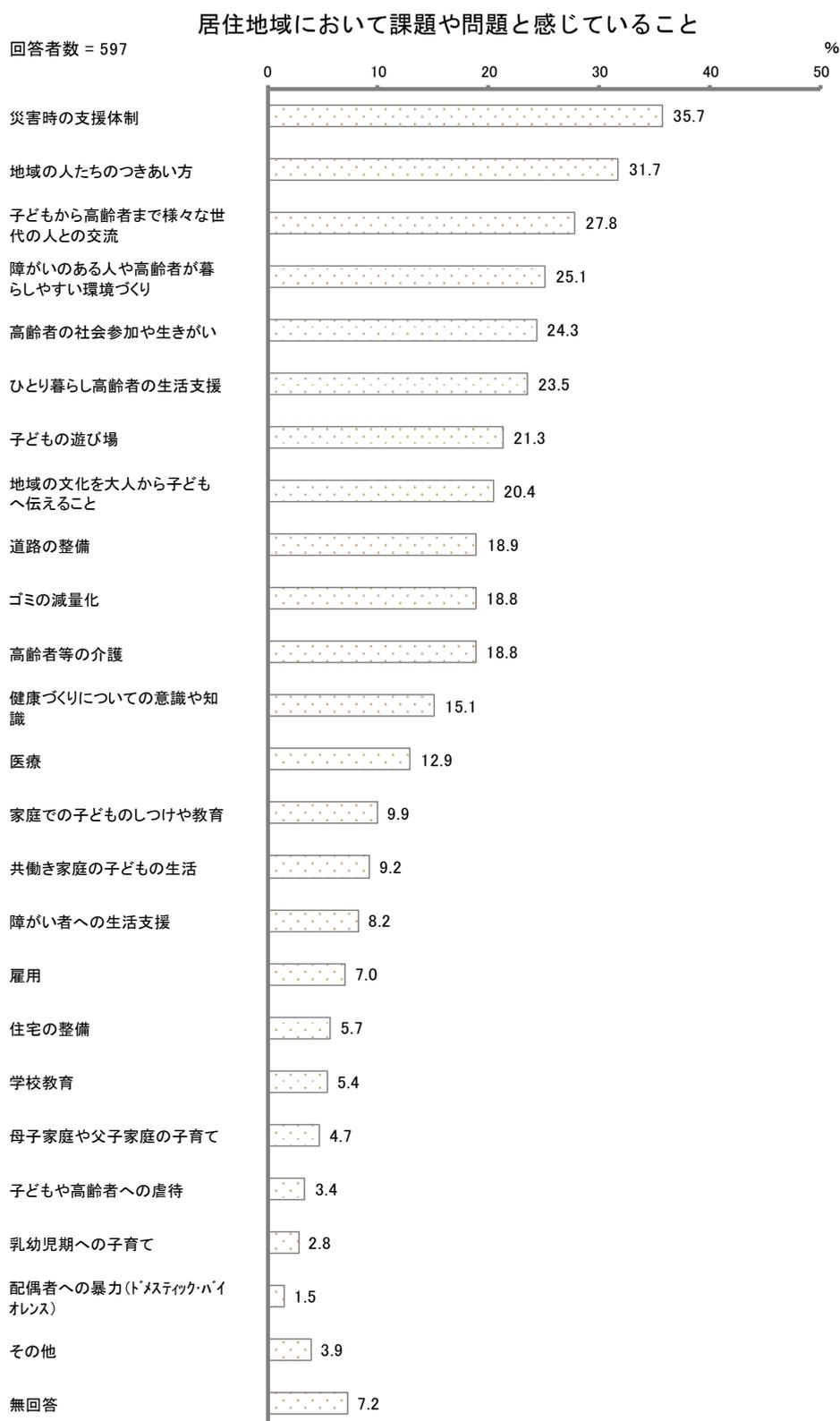
⑦ 地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題

地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題について、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への支援」の割合が65.0%と最も高く、次いで「災害時の助け合い」の割合が64.8%、「防犯活動（子どもの見守り等）」の割合が36.4%となっています。



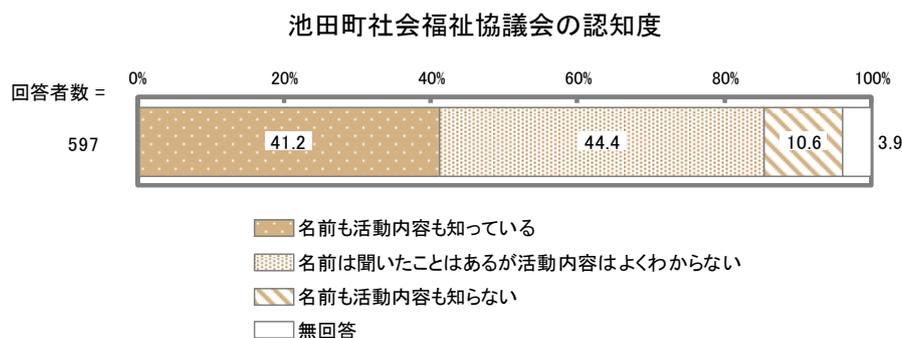
⑧ 居住地域において課題や問題と感じていること

居住地域において課題や問題と感じていることは、「災害時の支援体制」の割合が35.7%と最も高く、次いで「地域の人たちのつきあい方」の割合が31.7%、「子どもから高齢者まで様々な世代の人との交流」の割合が27.8%となっています。



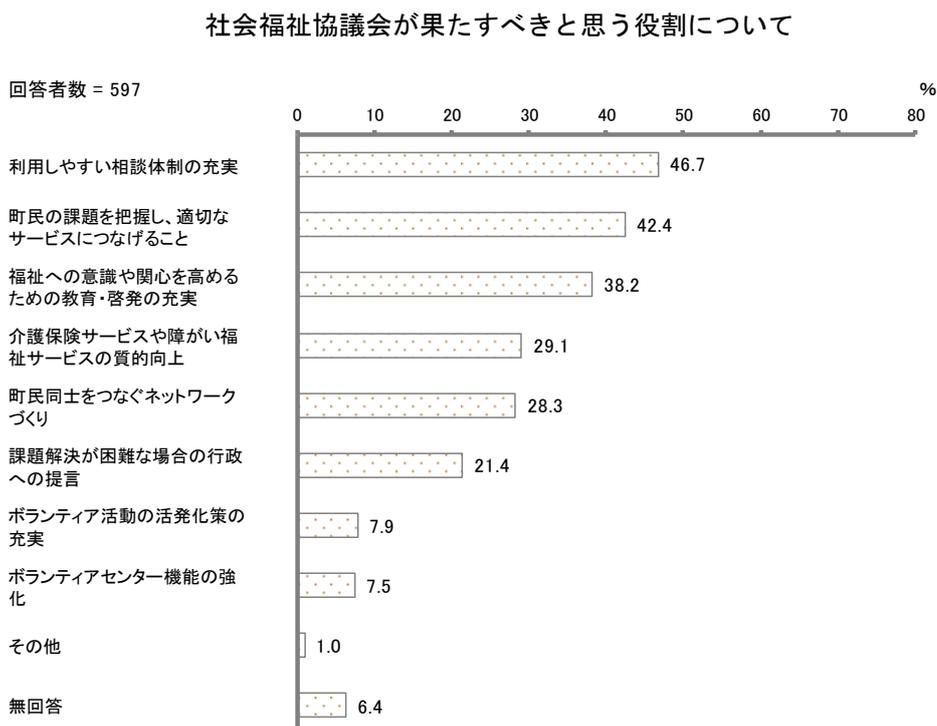
⑨ 池田町社会福祉協議会の認知度

池田町社会福祉協議会の認知度について、「名前は聞いたことはあるが活動内容はよくわからない」の割合が44.4%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」の割合が41.2%、「名前も活動内容も知らない」の割合が10.6%となっています。



⑩ 社会福祉協議会が果たすべきと思う役割について

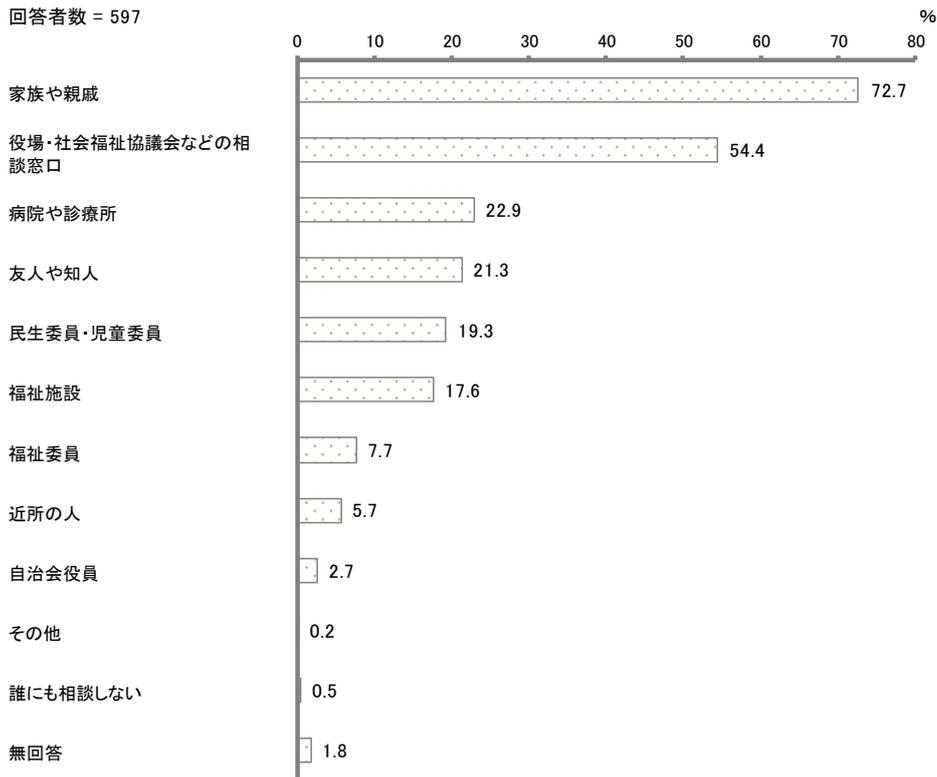
社会福祉協議会が果たすべきと思う役割について、「利用しやすい相談体制の充実」の割合が46.7%と最も高く、次いで「町民の課題を把握し、適切なサービスにつなげること」の割合が42.4%、「福祉への意識や関心を高めるための教育・啓発の充実」の割合が38.2%となっています。



⑪ 福祉サービスが必要となったときの相談先について

福祉サービスが必要となったときの相談先について、「家族や親戚」の割合が72.7%と最も高く、次いで「役場・社会福祉協議会などの相談窓口」の割合が54.4%、「病院や診療所」の割合が22.9%となっています。

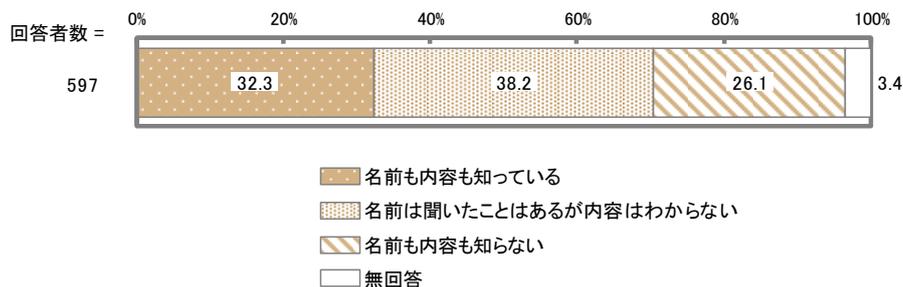
福祉サービスが必要となったときの相談先について



⑫ 成年後見制度の認知度について

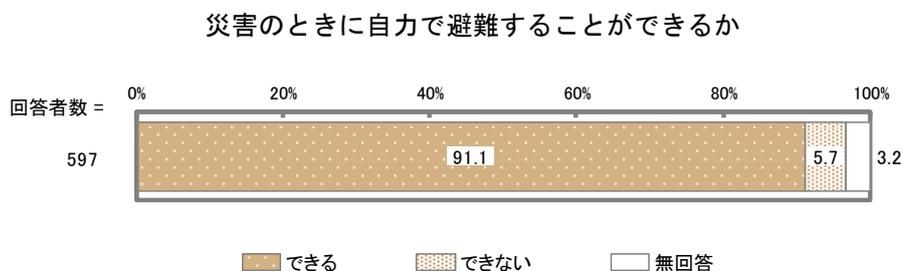
成年後見制度の認知度について「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が38.2%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が32.3%、「名前も内容も知らない」の割合が26.1%となっています。

成年後見制度の認知度について



⑬ 災害のときに自力で避難することができるか

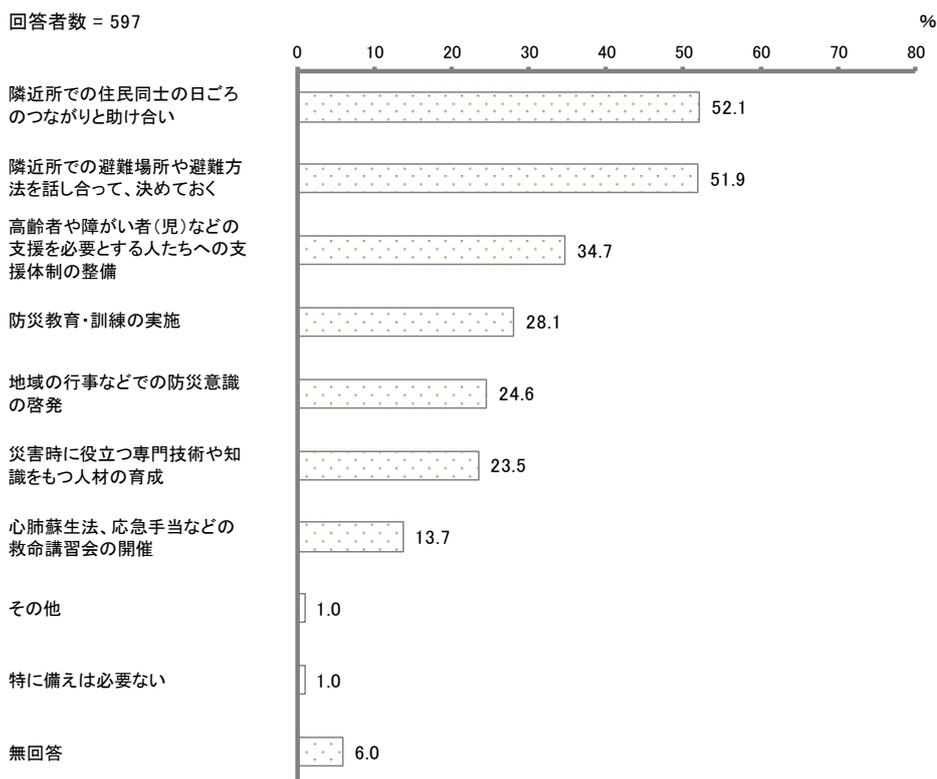
災害のときに自力で避難することができるかについて、「できる」の割合が91.1%、「できない」の割合が5.7%となっています。



⑭ 大地震などの災害に備えて、地域で必要だと思う備え

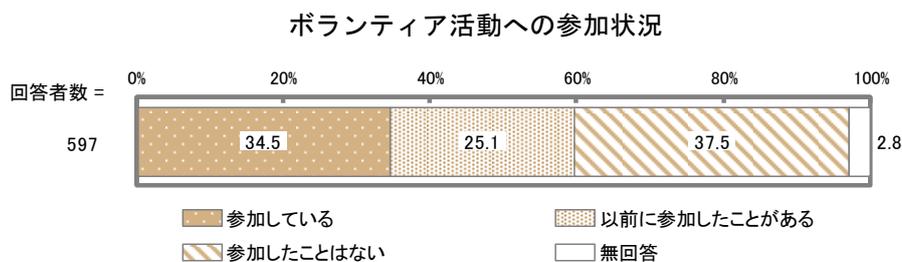
大地震などの災害に備えて、地域で必要だと思う備えは、「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」の割合が52.1%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が51.9%、「高齢者や障がい者(児)などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が34.7%となっています。

大地震などの災害に備えて、地域で必要だと思う備え



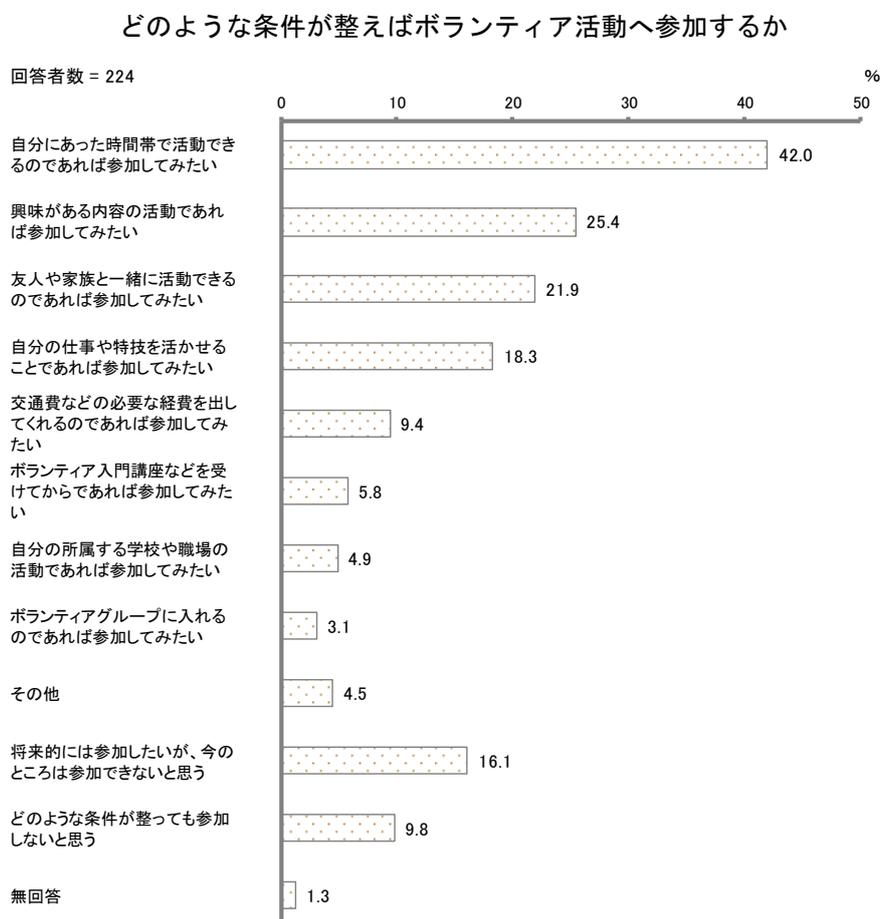
⑮ ボランティア活動への参加状況

ボランティア活動への参加状況について、「参加したことはない」の割合が37.5%と最も高く、次いで「参加している」の割合が34.5%、「以前に参加したことがある」の割合が25.1%となっています。



⑯ どのような条件が整えばボランティア活動へ参加するか

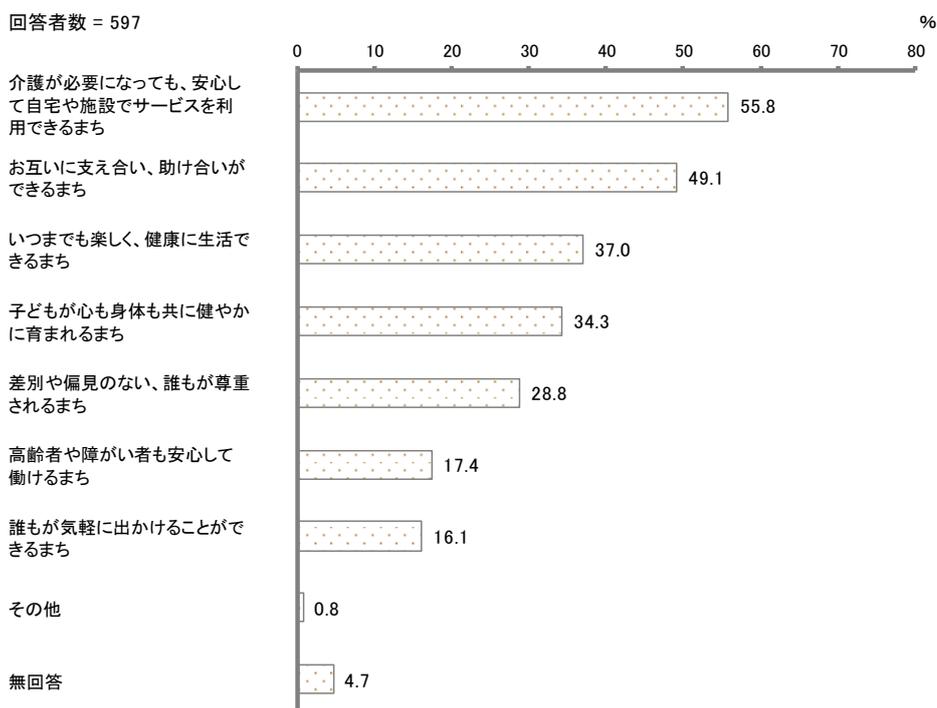
どのような条件が整えばボランティア活動へ参加するかについて、「自分にあった時間帯で活動できるのであれば参加してみたい」の割合が42.0%と最も高く、次いで「興味がある内容の活動であれば参加してみたい」の割合が25.4%、「友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加してみたい」の割合が21.9%となっています。



⑩ 池田町をどのような「福祉のまち」にしたいか

池田町をどのような「福祉のまち」にしたいかについて、「介護が必要になっても、安心して自宅や施設でサービスを利用できるまち」の割合が 55.8%と最も高く、次いで「お互いに支え合い、助け合いができるまち」の割合が 49.1%、「いつまでも楽しく、健康に生活できるまち」の割合が 37.0%となっています。

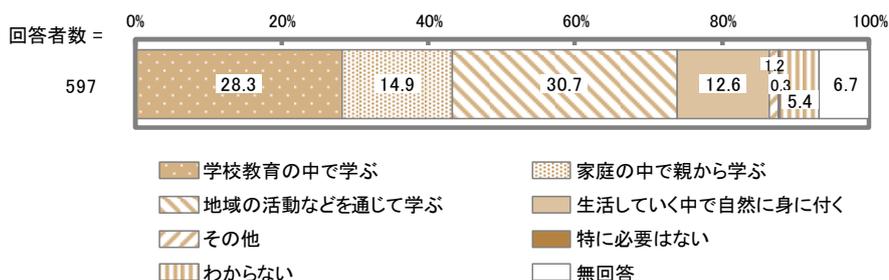
池田町をどのような「福祉のまち」にしたいか



⑪ 子どもたちに対する福祉教育の望ましい実施方法

子どもたちに対する福祉教育の望ましい実施方法について、「地域の活動などを通じて学ぶ」の割合が 30.7%と最も高く、次いで「学校教育の中で学ぶ」の割合が 28.3%、「家庭の中で親から学ぶ」の割合が 14.9%となっています。

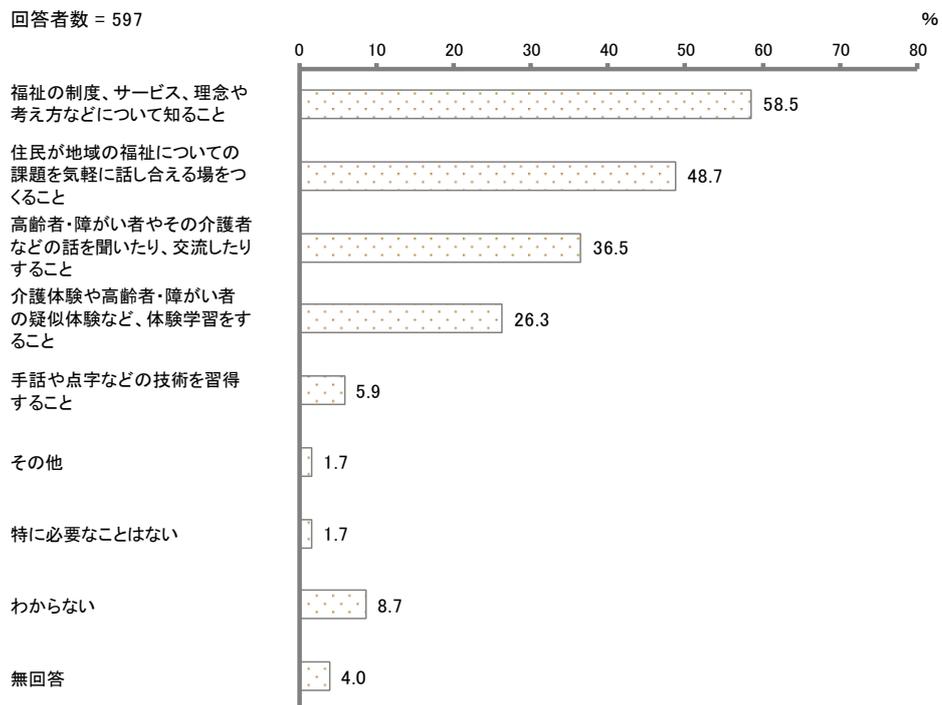
子どもたちに対する福祉教育の望ましい実施方法



⑱ 住民が福祉について理解を深めるために必要だと思うこと

「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて知ること」の割合が 58.5%と最も高く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」の割合が 48.7%、「高齢者・障がい者やその介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」の割合が 36.5%となっています。

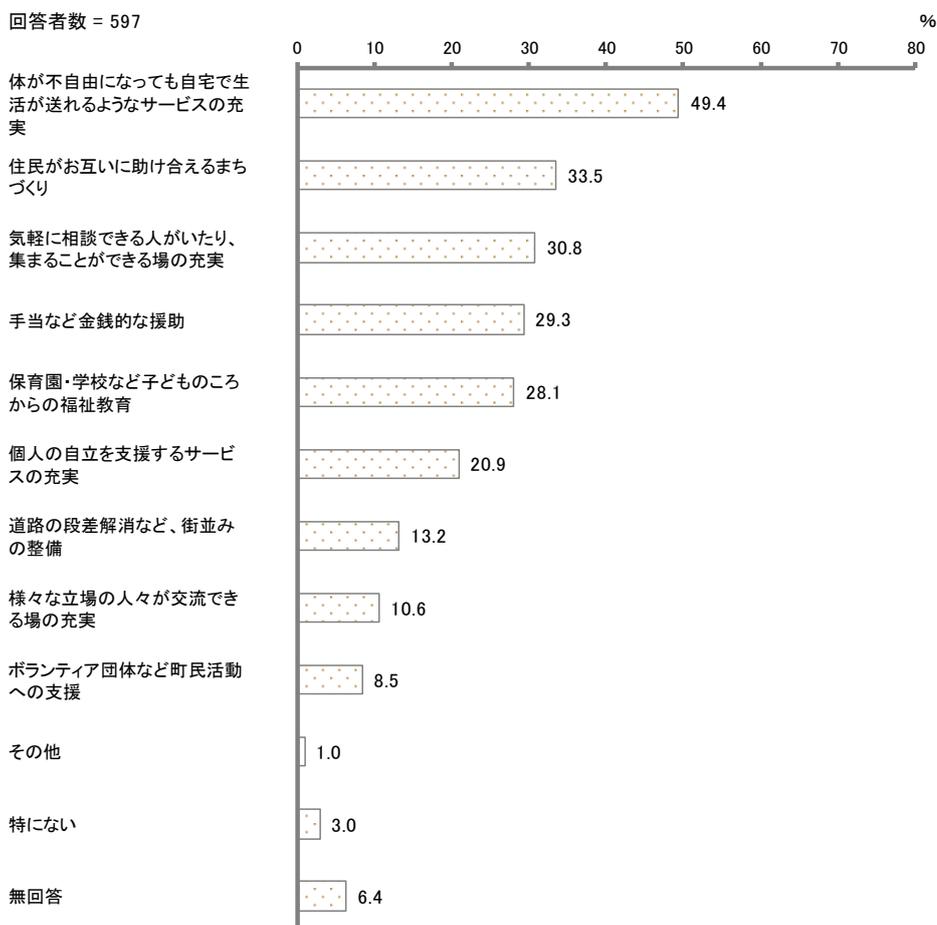
住民が福祉について理解を深めるために必要だと思うこと



⑳ これからの池田町の福祉が重点にすべきだと思うこと

これからの池田町の福祉が重点にすべきだと思うことは、「体が不自由になっても自宅で生活が送れるようなサービスの充実」の割合が 49.4%と最も高く、次いで「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の割合が 33.5%、「気軽に相談できる人がいたり、集まることができる場の充実」の割合が 30.8%となっています。

これからの池田町の福祉が重点にすべきだと思うこと



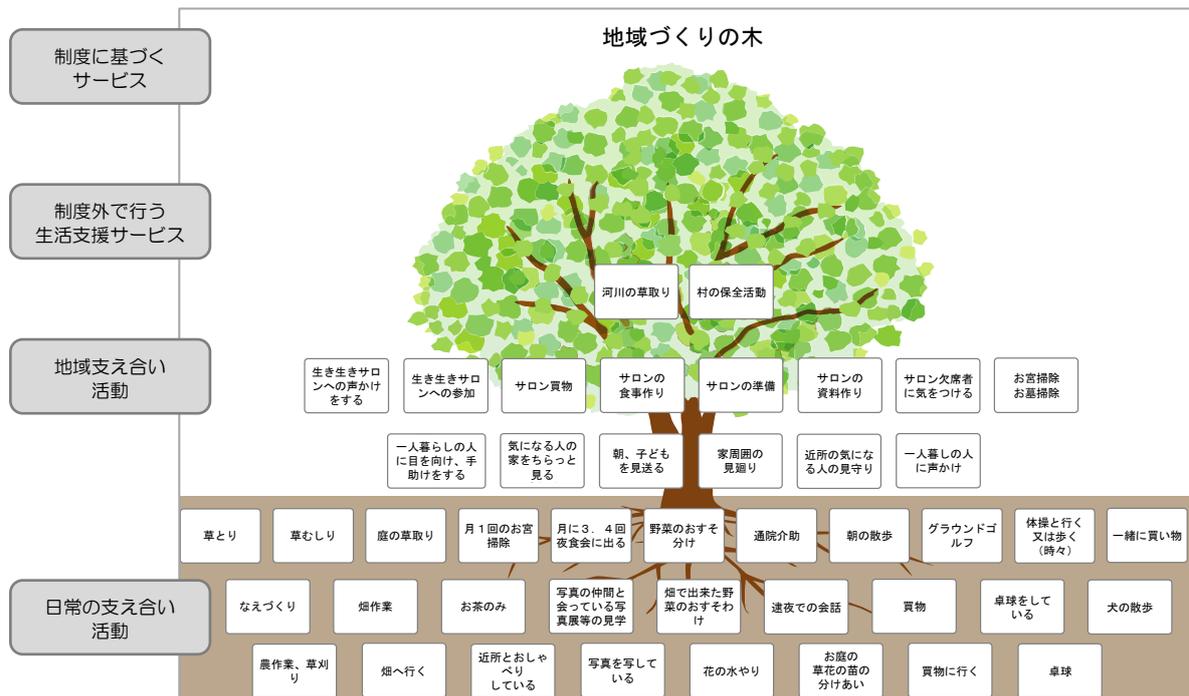
5 お宝発見講座及び地区懇談会の開催

(1) お宝発見講座及びお宝発表会の開催

地域の中に潜在する支え合い活動を「地域のお宝」と称し、それらを発見・認め合っていくことで、今一度、地域福祉活動を見直し、地域の基盤強化につなげるため、各地区において6月と7月、8月に「お宝発見講座」を2回開催しました。

地区名	日時			
	第1回目	参加者数	第2回目	参加者数
宮地	平成30年6月15日	47	平成30年8月1日	44
養基	平成30年6月21日	25	平成30年8月1日	21
中	平成30年6月22日	34	平成30年8月2日	26
西	平成30年6月14日	40	平成30年7月31日	36
東	平成30年6月21日	61	平成30年8月3日	43
池野	平成30年6月14日	48	平成30年8月2日	44
八幡	平成30年6月15日	54	平成30年7月31日	42
	計	309	計	256

【お宝発見講座の結果（例）】



地域の中では、制度に基づくサービスよりも、いきいきサロン活動などを通じて支え合い活動を実施していますが、“根っこ（日常の支え合い活動）”の部分では、日頃のおしゃべりや散歩などが、交流や支え合い活動に繋がっていることともに、非常に多くの“根っこ（日常の支え合い活動）”が実施されていることを再認識しました。

また12月には講座で発見できたお宝を基に『お宝発表会』を開催し、地域のつながりが、関わる人を元気にしたり、地域の豊かさにつながることを参加者皆で共有しました。

(2) 地区別福祉懇談会の開催

各地区において、「自分たちの暮らしている地域の現在と未来について考えてみよう」と題し、自分たちの区でできていること、地域のことで自分の子や孫たちに残していきたいこと・繋いでいきたいことについてグループワークを行いました。

地区名	開催日	参加者数
宮地	平成 30 年 11 月 6 日	38
養基	平成 30 年 10 月 24 日	22
中	平成 30 年 10 月 3 日	30
西	平成 30 年 10 月 10 日	30
東	平成 30 年 10 月 23 日	46
池野	平成 30 年 9 月 21 日	37
八幡	平成 30 年 10 月 2 日	43
	計	246

【地区別懇談会の結果（例）】

① ご近所さん・地域できていること・続けていきたいこと

テーマ 地域のふれあい・交流活動		
・秋まつり	・ラジオ体操	・ふれあいサロン
・ふれあいサロンで介護予防講座	・月 1 回のお宮掃除	・地区の会合
・公民館にてもったいない出品あつめ	・環境保全による道路の草刈り	
・1 人のおじいちゃんに声をかける	・もちつき大会	
・まごころ弁当作りと見守り	・台風接近時や災害後の見廻り	

② 自分の子や孫、地域の子どもたちにどんなことをつないでいきたいですか

・区の行事の継承	・お宮を守って行ってほしい	・通学路の清掃
・気軽にあいさつが出来る様に	・通学路の見守り	・行事には率先して参加
・いきいきサロンで、多世代交流	・地域の夏祭り	・地区運動会
・魚の住む川	・ラジオ体操	

「ご近所さん・地域できていること・続けていきたいこと」については、各地区において、様々な地域のふれあい・交流活動等の取組が出されました。「自分の子や孫、地域の子どもたちにどんなことをつないでいきたいですか」については、現在実施している取組のほか、あいさつ活動や自然、地域の歴史等を繋いでほしいという意見がありました。

6 意見交換会の実施

地域で活動している団体の方を対象に、日頃の活動上での問題点や今後の地域福祉に関する意見交換会を平成 30 年 10 月 26 日に実施しました。主な内容は以下の通りです。

日時	平成 30 年 10 月 26 日
参加団体	<ul style="list-style-type: none"> ・池田町日赤奉仕団 ・アイアイガイド ・地区福祉連絡協議会 ・池田町福祉委員会 ・まごごろランチの会 ・さといもの会 ・池田町民生児童委員協議会
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケートの実施（事前） ・意見交換会（グループインタビュー）
主な意見	<p>1 団体上の問題点・課題</p> <p>①会員数の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発足して 12 年。会員も高齢化し発足当時より 10 名程会員も減少し、活動回数は年々増えつつあります。若い人の入会を望んでいます。 ・講習会（盲学校）等を実施すると会員が増える <p>②会員年齢構成の偏り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い人員の確保に苦勞している。地区によっては、少人数で担当する為、また辞める人が出る。 ・委員の高齢化と女性委員の増加傾向 ・後継者がいない <p>③運営者（役員等の育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区とも役員のなり手がなく一度当たるとなかなか代わりの人がいない。 ・運営者（役員等育成） ・現在の（福祉委員）は、60 歳以上ですが、今後は継承育成をお願いするには、40 歳以上で非常に育成が難しい。（子育て・考え方・意思の疎通等） <p>④活動財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動するためには、ある程度必要になってくる。当会においても困っている地域があり援助いただけると助かります。 ・補助金だけでは足りない部分もある。 <p>⑤支援を必要とする人の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アパートの増加、外国籍住民の増加傾向により把握が難しくなっている。 ・住んでいるかいないかを把握するために表札を出すなどの対策が必要である。 <p>⑥災害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸いにして必要が無い事もあり、非常時の対応に慣れていない。 <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して参加して頂ける方が、ほぼ決まっている。 ・お弁当配布回数を増やすことを求められるが、人と場所が必要となり難しい。

<p>主な意見</p>	<p>2 活動している地域での問題点・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> • 調理班…①材料の買い出しについて、班によっては運転出来る人がいないため困る時がある。②安売りしているスーパーで買い物しても量が多いため、公民館が休みの場合は困るので必要な場合は入れるようにして欲しい。 • 個人情報保護法により、該当者の把握が難しい（県下統一事業） • 福祉、児童と名がつくと必ず民生委員がそのメンバーに組み込まれること。 • 民生委員は、気軽な（身近な）相談相手と意外と思われていない。問題が発生すると、民生委員は…と言われる。 • 少しでも参加人数が増えることを願う • 食事サービス事業としてお弁当配布を実施しているが、お弁当をとる人が少ない。需要がないのか？何か原因があるのか？ • 活動人数の減少（当初は20名ほどいた会員が今は10名ほどで、その中でも動ける人は8名ほど）による会員の負担。また、会員が皆高齢化している。 <p>3 今後、貴団体が取り組みたいことと取り組みに対する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障がい（児）者の支援活動が目的で誕生した会ですが、最近は支援活動が少なくなった。玉ねぎやじゃが芋作りの農作業で学生と楽しい汗を流すこともなくなり、夏まつりや学園祭等で、「おでん」を販売し、利益を全て寄付する支援活動が多くなった。本来の目的の支援活動を見直すことが今後の課題。 • 現在実施している、月2回の回数を増やす事には各地区とも要望がある。例えば最低でも週1回ぐらいにはしてほしい。それには調理班担当者の増員が必要になってくるが現状ではとても難しいが何とかしたいが？ • 400名の会員が出来るのが目標であり、平成29年から達成でき400名の会員を減らさないようにしたい。 • ”この地区の民生委員は私です”を機会があるごとにPRし、よき相談相手として見てもらえる様にしたい。しかし、住民に分かってもらえる為には、時間も必要であり、1期3年の任期は最低限の期間であり、その経験を生かして2期目に挑戦してもらえる事が望ましいが、委員の引き受けてが少ない。高齢化等がネック。 • 2年後には、役員（福祉委員）等の交代時期に来るので、新しい人の養成及び育成。 • 今まで通りの活動を続けていきたい。あまり皆に重荷をかけないように楽しくやっていきたいと思う。 <p>4 他の団体（ボランティア団体、学校、地域団体など）との連携状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各地区地元の小学校・保育園児には「かけ紙」を書いてもらっており利用者には大変喜ばれている。 • 福祉会等の行事には全面的に参加。 • 福祉連絡会等で、横の連携をとっている。 • 小・中学校の先生方と懇談会開催。 • 八幡小学校で菊作りを行っており、その菊をお弁当配布者にも配った。 • 小学校への出前講座で社協と連携
-------------	--

<p>主な意見</p>	<p>5 行政との連携状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • 岐阜県支部からの文書や報告事項等うまく行われている。 • 町の福祉事業には全面的に参加、協力。 • 砂畑区は 20 戸程と少なく、人口も 70～73 人程で、今後すべての行事等に支障をきたす事が考えられます。今後、どのようにすれば良いか？ <p>6 社協との連携状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • 最近養成講座も開講されていないので、是非会員を増やす為、開講してほしい。 • 社協の担当の方には、いろいろな面で大変お世話になっております。 • 社協行事には全面的に参加、協力。 • 過去、現在も社協とは、連携を密にして、いろいろ指導を頂いております。現状を保っていけるよう努力していきたいと思っております。 • 社協からの助成金を活用しており様々な福祉事業を行っている。 <p>7 池田町の福祉をよりよくするために必要なこと</p> <ul style="list-style-type: none"> • 池田町ボランティア連絡協議会が発足して早 27 年。発足当時はまだ住民のボランティア意識が薄く社会福祉協議会のさまざまな養成講座に住民が積極的に参加し、ボランティア数が急増した。町民がお互いに助け合い、福祉の町、池田町の更なる発展の担い手としてボランティアの活躍が必要。 • 各ボランティアをしている人が偏っているが、1 回引き受けるとなかなか断れない。町民 1 人 1 人が何かのボランティアをできるようにするとよい。 • 各種団体の横の連携を密にしていく必要がある。 • 守秘義務の壁があるが、見守りデータの共有で統一した見守り体制を構築できるとよい。 • それぞれの地域・区が連携・協力していくことが重要である。 • 子どもから高齢者まで多世代が交流できる場所や機会をつくるのが大切である。 • 有償ボランティアも考える時代になってきたのではないかな。 • 広報等による地域福祉に関する PR が必要である。 • ボランティアセンターの PR が必要。ホームページ等を活用して、具体的なボランティア活動の周知をすれば、もっとボランティア参加者が増えるのではないかな。 • ボランティア活動等のきっかけがあるとよい。 • 気軽にボランティア等を体験できるとよい。 • 福祉ニーズを吸い上げる仕組みが必要である。 • 小中学生もボランティアに参加しており、小中学校と連携するとよい。
-------------	---



計画の基本的な考え方

池田町第五次総合計画において、「いきいきと市民がつながり、夢を持てる自然都市」を町のめざす将来像として掲げています。地区懇談会においても町民が、長い歴史のなかで育まれてきた「つながり」を大切にしたいという希望が多くあります。

池田町では地区懇談会を通じて「お宝発見講座」を実施し、普段の散歩から地域の祭りや活動等が地域の「つながり」＝「お宝」であり、数多くの「お宝」を発見（再認識）しました。

世代や性別を問わず、誰もが、いきいきと安心して暮らせるためには、地域の「つながり」が強く、互いに声をかけ合えるあたたかいまちづくりが重要と考えます。

本計画の基本理念については、住民や地域の「つながり」を重要な視点として、前計画の「やさしさと笑顔があふれ、誰もがいきがいをもち、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を踏襲し、住民「参加」と地域住民・各団体・ボランティア等による「協働」のまちづくりを進め、お互いに支え合う「共生」の地域社会をめざします。

[基本理念]

やさしさと笑顔があふれ、誰もが生きがいをもち、
健康で安心して暮らせる、つながりのある福祉のまちづくり

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画の3つの基本目標を掲げます。

(1) **いきがい**をもちやさしさ溢れるまちづくり（共生）

地域課題を解決するには、住民・地域・町が連携し協力をしながら進めることが重要です。地域課題を地域の住民が自らの課題として捉え、解決を試みることができるよう意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行っていきます。

そのためには、高齢者、障がい者、子ども等とふれ合える機会の充実、学校教育の場において福祉を学べる機会の充実、ボランティア活動などを体験できる機会の充実等、多様な福祉教育の充実を進めます。さらに、さまざまな啓発活動を通じて、共生の地域づくりを進めます。

(2) **けんこう**で活力と愛に満ちたまちづくり（参加）

地域におけるさまざまな生活課題に対応するため、地域における支え合いのしくみを構築します。また、地域活動やボランティア活動に対する支援を行い、すべての町民が生きがいをもって参加できる体制を強化します。

さらに、生活保護世帯への対応や、制度の狭間にある支援を必要とする人や虐待等に対する支援を行うとともに、各種福祉サービスの質の向上に努めます。

また、多様化する生活課題に対応するため、専門機関との連携など総合的な相談支援体制を充実します。

(3) **だれも**が幸福を分かち合うまちづくり（協働）

高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが地域で安心して暮らしていくため、地域における防犯・防災活動を推進するとともに、権利擁護の推進等、人として尊厳をもって生活できる体制づくりを進めます。

また、健康寿命の延伸に向けて、地域での健康づくりや介護予防の充実を図るとともに、在宅医療の質や機能の向上・強化を図ります。そのために、医療機関や介護・福祉等他職種での連携体制を構築し、在宅医療の普及と定着を目指します。

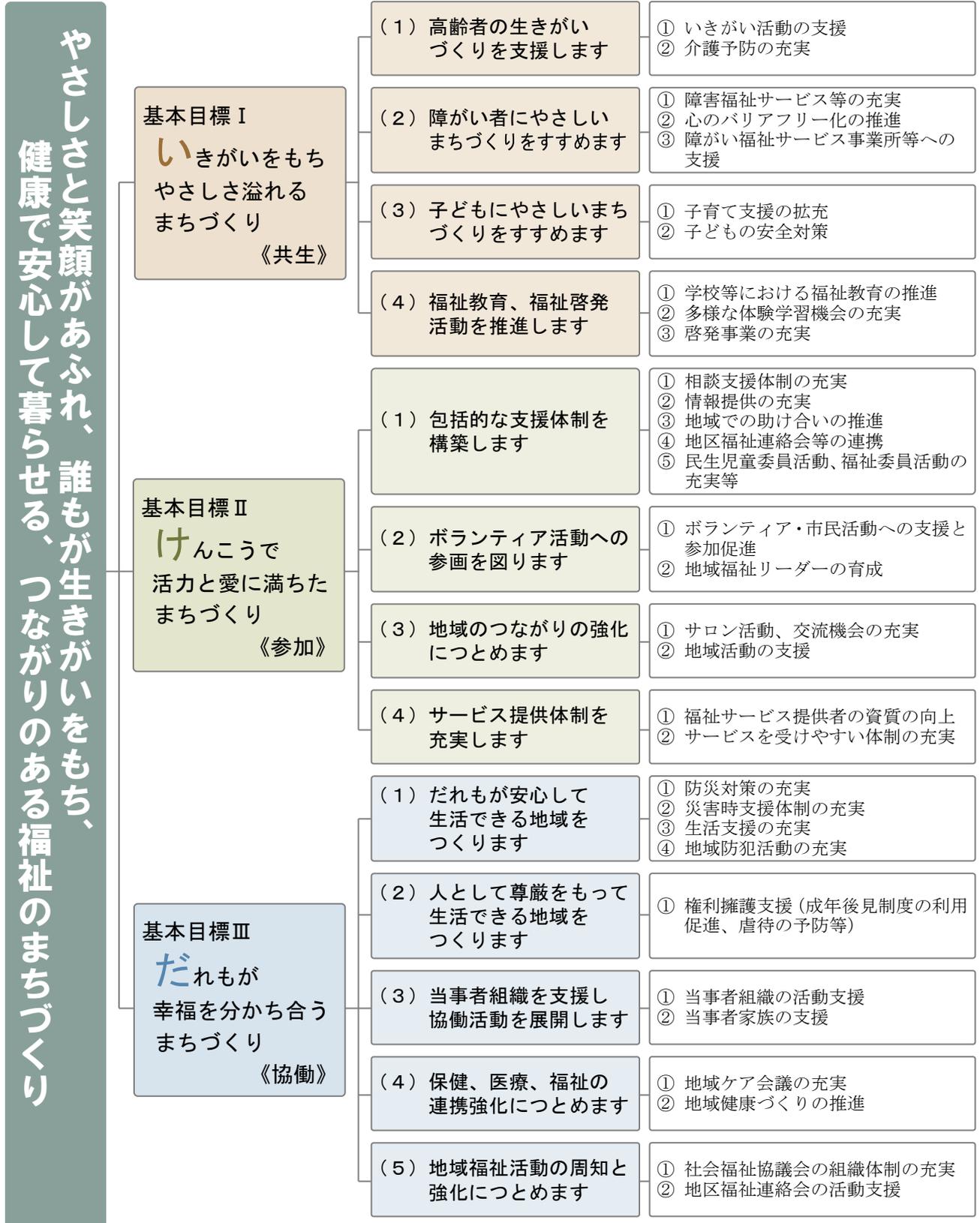
2 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本方針 〕

〔 施策の方向 〕





地域福祉推進への取り組み内容

基本目標Ⅰ いきがいもちやさしさ溢れるまちづくり《共生》

(1) 高齢者の生きがいづくりを支援します

① いきがい活動の支援

現状と課題

- 高齢者の生きがい活動の振興のため、ボランティア、シニアリーダーなどの養成や、シルバー人材センターの充実を図ってきました。
- 町内では、44 単位シニアクラブや日赤奉仕団などの団体が、地域奉仕活動、友愛活動などを積極的に展開しており、多くの高齢者の方が地域福祉活動にも積極的に参画しています。
- 一方で、ボランティア活動をしてみたいと考える高齢者の方が減少傾向にある状況です。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、住んでいる地域における課題や問題について、「高齢者の社会参加や生きがい」を挙げている方の割合が 60 歳以上で高くなっており、今後もさらに高齢化が進む中、高齢者の社会参加や生きがいづくりを充実していくことが大切です。

基本的な方向

- 高齢期における多様化する生きがい活動への対応や、セカンドライフの充実のため、幅広い内容の講座の開催やシルバー人材センターの充実等、高齢者の社会参加の機会の充実を図ります。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①ボランティア、シニアリーダーなどの養成	【地域福祉（ボランティア）入門講座の開催】 ・ボランティア活動や地域福祉活動をしてみたいと考えている人を対象とした入門講座の開催 ・多様化する生きがいに応じた幅広い内容による講座の開催	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②シルバー人材センターの会員確保と活動の拡大	【講習会の実施】 ・夏は草刈り機操作講習会、秋は庭木の剪定講習会など	・シルバー人材センター	○	○	○	○	○

② 介護予防の充実

現状と課題

- 介護予防を効果的に図るために、広報等による各年代に合わせた適切な介護予防意識の普及や、介護予防教室など介護予防活動への支援を行っています。
- 社会福祉協議会、各区福祉会、地区福祉連絡会と連携を取りながら、地域での介護予防のための取り組みを支援しています。
- 介護予防に関する必要な情報がしっかりと届くように周知の方法を検討する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、介護予防教室などの開催場所への移動手段が課題となっています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、福祉についての関心のなかで、「ひとりで暮らしている高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の福祉に関すること」「介護に必要な高齢者福祉に関すること」の割合が高く、また、4割近くの人が、「いつまでも楽しく、健康に生活できるまち」にしたいと回答しており、健康づくりや介護予防の取り組みを推進していくことが重要です。

基本的な方向

- 広報やホームページでの情報発信のほか、住民が利用しているサロン、地区公民館などで普及啓発を行います。
- 介護予防等へ参加できるよう、交通手段の確保とともに、自分で来所できるように早期からの身体機能の維持やフレイル予防の啓発、実践を行います。
- 介護専門職のサロンへの派遣や、派遣可能な講師の充実に努めます。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画					
		2019	2020	2021	2022	2023	
①年代に合わせた適切な介護予防意識の普及啓蒙	【情報提供】 ・ 広報への掲載やイベント等開催時での普及啓蒙 ・ ホームページへの掲載	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター	○	○	○	○	○
②地域福祉活動での介護予防活動への支援	【運動機能向上事業】 ・ 運動講師を地域のいきいきサロン等に派遣 【地域型介護予防事業】 ・ 専門職を地域のいきいきサロンに派遣 【サロンへの講師派遣一覧の紹介】 ・ 広報・ホームページ・サロンにおける講師派遣紹介等の充実	・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○



(2) 障がい者にやさしいまちづくりをすすめます

① 障害福祉サービス等の充実

現状と課題

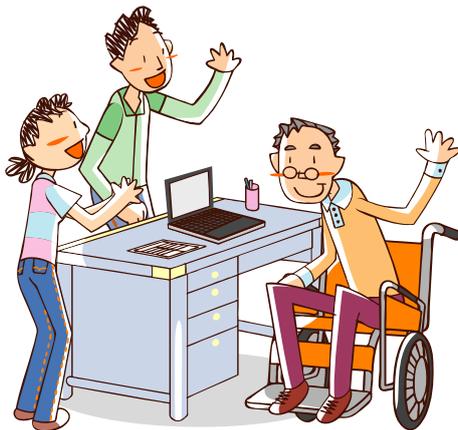
- 「池田町第五期障がい福祉計画・第一期障がい児福祉計画」に基づき、各種サービスの円滑な提供と利用促進を図っています。
- 障がい者と地域の交流の機会として、げんき祭や障がい者福祉の集いを実施しています。
- しかし、障害福祉サービスに関する情報や、障がい者との交流の機会など、情報が十分周知されておらず、サービス等に関する情報提供の充実を図る必要があります。
- 池田町障害福祉サービス事業所ふれ愛の家では、就労継続支援事業B型と生活介護事業を行い、障がい者の自立支援を目指していますが、利用希望者の増加により定員一杯の状況が続いています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、福祉教育として行われるべきこととしては、「子どもが高齢者や障がい者等と交流できる機会を増やすこと」の割合が約4割と高く、交流の機会等の充実が求められています。

基本的な方向

- 障がい者が必要なサービスを利用できるよう、サービスの一覧など、分かりやすい広報に努めます。
- 障がい者との交流の場についての広報をすすめるとともに、より多くの住民が参加するように魅力あるイベントづくりをすすめます。
- 職員の資質向上のための研修会などを実施し、放課後等デイサービスを充実します。
- 池田町障害福祉サービス事業所ふれ愛の家については、増築事業を進め、利用者の定員増を図り、障がい者の自立支援充実に努めます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①障害者総合支援法に基づく施策や福祉サービスの広報と理解	【障がい者への広報】 ・町広報、ホームページによる広報 ・サービス一覧など分かりやすい広報・周知	・池田町	○	○	○	○	○
②障がい者交流の場の提供	【げんき祭り】 ・障がい者と地域が交流する祭りの開催 【障害者福祉連合会イベント事業】 ・障害者福祉の集い	・社会福祉協議会 ・障害者福祉連合会	○	○	○	○	○
③放課後等デイサービスの充実	【放課後等デイサービス事業の充実】 ・地域住民に対する事業周知・広報 ・職員資質向上のための研修会等の実施	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④障がい者の自立支援	【ふれ愛の家増築事業】 ・ふれ愛の家を増築し利用定員数の増加を図り、障がい者の日常生活の自立を支援 【ふれあいホーム事業】 ・ふれ愛の家利用者及び障がい者の日常生活の自立を支援 ・ふれあいホーム事業に関する情報発信	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○



② 心のバリアフリー化の推進

現状と課題

- 障がいに対する理解や認識を深めるため、「健康・福祉・エコフェアいけだ」、「福祉運動会」、「げんき祭」、「福祉体験学習」、人権教育である「ひびきあいの日」など様々な取り組みを行っています。また、小中学生を対象とした福祉出前講座の中に「視覚障がい体験」や「手話体験」、「聴覚障がい理解」等の講座メニューを企画しており、福祉教育の一環として行っています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、障がい者福祉に関することに関心がある住民は、20歳代及び50歳以上で3割を下回っており、障がいに関する理解を深めることが重要です。
- 福祉出前講座開催数については増加している一方、人材の確保が課題です。

基本的な方向

- 様々な機会を通じて、障がい者と住民の相互理解を深めます。
- 障害者福祉連合会等との連携を図るなど、関係団体の支援を行います。



実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①小中学校向けの「福祉出前講座」の開催	【福祉出前講座の開催】 ・小中学校向けに福祉理解のための講座メニューを企画し、出前講座を開催 ・出前講座開催時の人材の確保	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②障がいなどを理解してもらうための啓発活動	【げんき祭】 ・ふれ愛の家利用者（障がい者）と住民とのふれ合い 【写真展】 ・ふれ愛の家利用者（障がい者）の地域の方の理解促進 【研修会の開催】 ・障がいに関する理解を深める	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③障がい者の社会参加	【障害者福祉団体への支援】 ・障がい者団体の活動費を補助 ・イベント開催の支援 【me, too（カフェ営業）】 ・就労支援の場として、地域と繋がる場でもある飲食業の運営。 【イベントバザー等への参加】 ・バザーを通じて地域との交流を図る。	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④当事者との福祉懇談会の開催	【当事者団体等への支援】 ・心のバリアフリー化の推進 ・団体ヒアリングの開催	・池田町 ・社会福祉協議会 ・住民	○	○	○	○	○
⑤人権施策の推進	【人権相談所】 ・人権擁護委員による人権相談 ・広報やホームページ等による相談日の周知	・池田町	○	○	○	○	○

③ 障がい福祉サービス事業所等への支援

現状と課題

- 平成 29 年 10 月、社会福祉協議会に「池田町相談支援事業所 結愛^{ゆい}」を開設しましたが、障がい福祉サービス利用希望者の増加により、相談支援専門員が不足しています。
- 「障害者優先調達推進法」に基づく「池田町による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をはかるための方針」（平成 25 年 12 月 10 日策定）により、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進を図っています。

基本的な方向

- 障がい福祉サービスに関する情報提供を行うとともに、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。
- 「障害者優先調達推進法」の重要性を周知し、障害者就労施設等への支援を充実します。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
① 広報活動の充実	【社協だよりの発行】 ・社協だよりのホームページへの情報等の掲載 【ホームページによる広報】 ・障がい福祉サービスに関する情報提供と障がい者に分かりやすい情報発信	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
② 相談支援の充実	【相談支援事業】 ・障がい福祉サービス利用等についての相談	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③ 物品等の調達推進	【障害者優先調達推進法】 ・障害者就労施設等からの物品等の調達を推進 (池田温泉のサウナマットドライクリーニング等)	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

(3) 子どもにやさしいまちづくりをすすめます

① 子育て支援の拡充

現状と課題

- 平成30年4月、子育ての総合支援施設として「池田町子育て・就労応援センター」を開設しました。児童館や子育て支援センター機能の他、就労希望の子育て世帯を支援する機能もあり、幅広い子育て世代を応援します。
- 地域の子どもとの交流事業や地域の子育て環境づくりに取り組んでいますが、子育てボランティア、交流活動や児童館への参加者が固定化されています。
- 中学生までを対象とする医療費の助成を平成25年6月より高校生(18歳以下)まで拡大し、子育て家庭の経済的負担軽減を支援するなどの独自の取り組みをすすめています。
- 生後2か月頃の乳児がいる全ての家庭を母子保健推進員が訪問し、子育て支援情報の提供や悩みごとの相談に応じ、適切なサービス利用を助言しています。
- 母子保健法の改正により、設置が努力義務とされた「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。
- 育児休業制度、子どもの看護休暇制度、時間外労働の制限制度など、事業所における就業継続のための支援を図っていますが、女性の育児休暇取得率は伸びているものの、男性では浸透していません。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域の課題や問題について、「子どもから高齢者まで様々な世代の人との交流」の割合が3割近くとなっており、交流等を通じた地域での子育て支援の充実が求められています。

基本的な方向

- 「コミュニティママ子育てサポート事業」を実施し、地域住民の協力のもと、子どもの預かりなど、一人ひとりの子育て家庭を支援します。
- 子どもと地域住民が交流できる場と機会を提供します。
- 職場における子育て支援を促進するため、事業所への働きかけを行います。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画					
		2019	2020	2021	2022	2023	
①地域の子育て環境づくり	・地域の子どもとの交流事業の企画と参加、子育てボランティアの児童館等の活動参加	・池田町 ・住民	○	○	○	○	○
②行政、関係機関、地域との連携	・子育て支援の充実（病児・病後児保育など）、子育て支援拠点施設（児童館など）の整備、子育てサークルの育成 ・地域住民との交流 ・関係機関との情報交換、共有	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③子育て世帯の就労支援	・子育て世帯の就労を支援 ・情報提供や学習会の開催	・池田町	○	○	○	○	○
④妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供	【子育て世代包括支援センター】 ・実情の把握、相談支援、支援プランの作成など	・池田町	○	○	○	○	○
⑤事業所における就業継続のための支援	・育児休業制度、子どもの看護休暇制度、時間外労働の制限制度、勤務時間の短縮	・池田町 ・事業所	○	○	○	○	○

② 子どもの安全対策

現状と課題

- 学校、地域等が連携して「子ども110番の家」を設置し、子どもを危険から守る取り組みをすすめています。行政、関係団体、地域が連携し、地域における子どもの見守りを行っています。
- 児童虐待の問題について、行政、学校、保育園、民生児童委員、警察、児童相談所などで構成する要保護児童対策地域協議会において、連携体制を強化し、児童虐待の早期発見と予防に努めています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域課題への住民相互の自主的な協力において、特に必要なものとして「防犯活動（子どもの見守り等）」の割合が3割半ばとなっており、子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、子どもの見守りを強化していく必要があります。

基本的な方向

- 家庭・学校・地域・行政などが連携し、地域ぐるみで子どもたちを危険から守る取り組みを活発化します。
- 見守り活動についての情報発信を行い、ボランティア参加者の増加を図るとともに、ボランティアと子ども、保護者が顔なじみの関係となれるよう、地域の見守り活動を継続的に実施します。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①施設内の事件、事故等に対応する体制づくり	・施設内の連絡体制の整備・点検、日頃から地域住民と連絡を密にし、施設等の状況や実態を認識してもらい協力体制を確立する	・池田町	○	○	○	○	○
②地域の見守り強化	・地域で大人と子どもが集まる場を提供し、いつでも声かけができる関係を作る地域・団体の見守りパトロール	・池田町 ・住民	○	○	○	○	○
③行政、関係団体、地域との連携	・行政等によるパトロール、地域や団体による訪問活動	・池田町 ・民生児童委員 ・住民	○	○	○	○	○

(4) 福祉教育、福祉啓発活動を推進します

① 学校等における福祉教育の推進

現状と課題

- 町内小中学校、高校、保育園を福祉協力校・協力園に指定し、福祉教育機材を貸し出すなど福祉教育の支援や、地域福祉活動への園児・児童・生徒の参加を促し、多世代交流を推進しています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、子どもたちに対する福祉教育は「地域の活動」や「学校教育」のなかで行われるのがよいと回答する人がそれぞれ3割前後となっています。また、福祉教育として行われるべきことでは、「子どもが福祉に関して学習する機会を増やすこと」の割合が最も高く、4割半ばとなっており、子どものころからの福祉教育の充実を図ることが重要です。

基本的な方向

- 今後も継続して福祉協力校・協力園への支援を行い、教育機関における福祉教育を推進し、未来を担う子どもたちの福祉の心を育てます。
- 多世代の取り組みについての重要性の啓発や、現在取り組まれている多世代交流活動の様子を紹介することで、活動の広がり活性化を図ります。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画				
		2019	2020	2021	2022	2023
①町内教育機関の福祉教育活動を支援 【福祉協力校・福祉協力園指定事業】 ・町内小中学校、高校、保育園を福祉協力校・協力園に指定し、福祉教育を支援 【福祉教育器材貸出事業】 ・学校等の福祉教育にて活用できる白杖や点字版等の貸し出しを行う	・社会福祉協議会 ・町内教育機関	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
②地域福祉活動への園児・児童・生徒の参加	<p>【多世代ふれあい事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で開催される多世代ふれあい事業を通じた福祉教育の充実 <p>【高齢者と園児、児童との交流事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流の推進 <p>【ボランティア団体との交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体と保育園、小学校等が交流し、地域福祉活動を啓発する <p>【多世代交流の取り組みに関する周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流の取り組みの重要性の啓発 ・地域における取り組みの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・ボランティア ・町内教育機関 	○	○	○	○	○

② 多様な体験学習機会の充実

現状と課題

- 福祉に関する体験学習の場として、社会福祉協議会において「高齢者疑似体験」「車いす体験」や、ボランティアの協力を得て「手話体験」「視覚障がい体験」等の福祉出前講座を開催しています。
- 福祉出前講座等の講師として、福祉教育サポーターの育成に取り組んでいます。しかし、出前講座の依頼増加のため、人材が不足しています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、ボランティア活動への参加のきっかけとして「福祉に関する講演や講座に参加して関心をもったから」の割合が約2割となっています。また、福祉教育として行われるべきこととして、「差別や偏見をなくし、みんなとともに生活していけるよう啓発すること」の割合が約3割となっています。体験学習の機会を充実させることで、高齢者や障がい者への理解を促進し、関心から参加につなげていく必要があります。

基本的な方向

- 多様な体験学習機会を提供し、体験学習を通じて福祉の心を育むとともに、多様な交流をすすめます。
- ノーマライゼーションの視点に立った福祉教育プログラムのあり方を検討していきます。
- 体験学習の参加者が福祉教育の担い手として活動できるよう、講座内容の充実を図り、継続的な学習機会を提供します。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①体験学習機会の提供	【福祉出前講座の開催】 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、高校向けに福祉理解のための講座メニューを企画し、出前講座を開催 ・出前講座開催時の人材の確保 【外部講師の派遣】 <ul style="list-style-type: none"> ・町内外の様々な社会資源と連携し、福祉教育講師を派遣します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 	○	○	○	○	○
②福祉教育サポーターの育成	【福祉教育サポーター育成事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉出前講座等で講師として発信できる人材を育成します 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 	○	○	○	○	○

③ 啓発事業の充実

現状と課題

- 「広報いけだ」、「社協いけだ」、「ホームページ」等を通じた福祉に関する啓発活動や、「健康・福祉・エコフェアいけだ」等の行事・イベントを通じた啓発や情報提供、「出前講座」による福祉の知識の普及などを行っています。
- しかし、行事・イベントの参加者が固定化しており、より多くの住民の参加を促す必要があります。また、行事・イベントの参加団体の高齢化が進んでおり、各団体の担い手を増やし、継続できるように支援する必要があります。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、ボランティア活動を盛んにするために必要なこととして「情報を分かりやすく伝えること」の割合が4割半ばとなっています。また、住民が福祉への理解を深めるために必要なことは、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて知ること」の割合が6割近くと最も高くなっています。啓発事業に関する情報を分かりやすく伝え、福祉について知る機会を増やしていくことが求められます。

基本的な方向

- 出前講座等を通じて、福祉に関する啓発を行うとともに、「健康・福祉・エコフェアいけだ」等のイベントに、様々な世代が参加してもらえるよう、イベントの内容や開催時の情報提供のあり方について検討します。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①出前講座	【出前講座】 ・福祉の知識の普及・福祉体験等の出前講座を行う ・出前講座開催時の人材の確保	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②健康・福祉・エコフェア等イベントの開催	【健康・福祉関係イベントの開催】 ・イベントを開催し、福祉について考え、理解してもらう	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

基本目標Ⅱ けんこうで活力と愛に満ちたまちづくり《参加》

(1) 包括的な支援体制を構築します

① 相談支援体制の充実

現状と課題

- 平成 10 年度に社会福祉協議会内に「しあわせ相談センター」を設置して以降、総合相談事業の体制の強化を図ってきました。「しあわせ相談センター」では弁護士による「法律相談」、「生活相談」、「結婚相談」、「障がい者相談」、「ボランティア相談」等について、民生児童委員をはじめとした各相談員の協力により開催しています。気軽な相談窓口として住民に周知されてきましたが、PR が十分でないことから、生活相談、障がい者相談等相談者が減少しています。
- 地域を取り巻く課題が複雑化・深刻化している中、包括的な支援体制の構築が求められており、地域包括支援センター等の関係機関と連携を強化していく事が重要です。また、相談員研修への参加等を通じて相談員のレベルアップを図っていくことも必要です。

基本的な方向

- 広報紙、ホームページ、リーフレット等で相談事業の周知を図るとともに、各相談窓口間の連携を強化します。また、相談員、担当者の資質の向上を図るためにも、相談研修参加への促進を行います。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画					
		2019	2020	2021	2022	2023	
①相談窓口の体制整備	【しあわせ相談センター】 ・生活、障がい者、法律、結婚、ボランティアの各相談窓口の開設 【行政相談】 ・行政相談員による行政相談	・社会福祉協議会 ・池田町	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
②相談・家庭訪問活動の充実	【専門職員による相談家庭訪問】 ・高齢者、障がい者等への家庭訪問 ・関係機関との連携による家庭訪問等アウトリーチの実施	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③広報紙、ホームページ、リーフレット等での相談事業の周知	【情報提供】 ・広報紙、ホームページ等で、相談窓口の情報を提供	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④各相談窓口の連携	【連携の確保】 ・各相談窓口間の連携を強化 ・関係機関との連携強化	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
⑤相談員・担当者の知識の向上	【相談員研修への参加】 ・相談員研修への参加機会の提供と参加の促進	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

② 情報提供の充実

現状と課題

- 池田町のホームページ、「広報いけだ」（毎月発行）、社会福祉協議会のホームページ、「社協だより しあわせ福祉」（隔月発行）等、様々な手段で社会福祉に関する情報を発信しています。しかし、広報における福祉分野の情報は少ない現状にあり、また、ホームページの更新頻度を上げることが課題となっています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、福祉に関する情報の入手について、「入手できていない」の割合が約5割となっており、情報が欲しい人や支援が必要な人に必要な情報が届いていない場合があることがうかがえます。今後も、さらに支援を必要とする人が福祉サービス等を適切に受けられるよう、情報提供の充実を図る必要があります。

基本的な方向

- 継続して広報、社協だよりにおける分かりやすい情報発信に努めるとともに、町や社会福祉協議会のホームページの情報量や更新頻度の増加などに努め、情報提供の充実を図ります。
- 各相談窓口が連携を図り、町民に必要な情報を提供できる体制を構築します。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画					
		2019	2020	2021	2022	2023	
①福祉サービス普及啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 【健康・福祉・エコフェア いけだ】 ・フェア開催時における福祉サービスの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・池田町 ・社会福祉協議会 	○	○	○	○	○
②広報、ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> 【広報（池田町及び社会福祉協議会）の発行】 ・池田町は毎月、社会福祉協議会は隔月で広報を発行 ・ホームページを随時更新 ・町民目線で分かりやすいホームページによる情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・池田町 ・社会福祉協議会 	○	○	○	○	○

③ 地域での助け合いの推進

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の更なる進展に伴い、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は年々増加し、地域社会における地域のつながりや助け合いも減少しつつあります。
- 平成19年に組織された「安心見守り隊」によって、年間を通して、その人に応じた見守り活動が実施されており、多くの区で結成されるようになってきましたが、まだまだ機能していない区も見られます。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域社会での生活でおこる問題に対する住民相互の自主的な協力関係について、「必要だと思う」の割合が約9割となっており、また、地域での懇談会からも住民から「挨拶」が地域のつながりを作るためにも重要であるという声が上がっています。引き続き挨拶を通じて、困った時や助けてほしい時に気軽に声をかけることができる関係づくりに取り組んでいく事が必要です。
- 訪問相談対象者の内、高齢者1人世帯、高齢者2人世帯、障がい者世帯の希望世帯へ「命のバトン」を配付し、消防署や関係機関と連携を図り、緊急時や災害発生時には迅速に対応できる体制をとっています。

基本的な方向

- いざという時に地域で支え合えるよう、日常のあいさつや声かけ、地域の中での多世代ふれあい活動等を推進し地域の繋がりを深め、地域コミュニティの醸成を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 地域の中での見守り活動の啓発、また区の中で見守り活動について話す機会を設けるよう支援をするとともに、非常時の連絡体制などについても検討を進めます。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画				
		2019	2020	2021	2022	2023
① 地区であいさつ、声かけ運動の推進	【地区でのあいさつ運動】 ・あいさつ、声かけ運動の推進 ・住民 ・事業所 ・地区福祉連絡会	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
②安心見守り隊の活動強化	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・訪問相談の実施 ・各区福祉会の活動支援 ・「安心見守り隊」の活動支援 ・地域福祉活動ボランティア団体との連携協力	・社会福祉協議会 ・地区福祉連絡会 ・安心見守り隊	○	○	○	○	○
③緊急時や災害時の相談・支援体制の充実	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・災害福祉マップの更新・活用 ・命のバトン配布事業 ・消防署、関係機関との連携 ・緊急時や災害時における連絡体制の検討	・池田町 ・社会福祉協議会 ・安心見守り隊	○	○	○	○	○

④ 地区福祉連絡会等の連携

現状と課題

- 福祉会活動の充実と新たな課題に対応する地域ぐるみの支え合い活動の展開を図るため、平成19年10月、町内7地区に「地区福祉連絡会」が設立され、「いきいきサロン」や「多世代ふれあい事業」、災害時の要援護者の把握や支援、「安心見守り隊」「災害福祉マップの更新事業」等の見守り活動・近隣助け合い活動を展開しています。
- 区での福祉活動は活発なところが多いものの、地域福祉についてのアンケート調査では、つながりについて「あまりつながりがないと思う」の割合が2割半ばとなっており、全地区内の地域福祉活動が活発化するよう支援していくことが必要です。また、地区福祉懇談会を開催し、地域の福祉課題の発見、解決方法についての意見交換を実施し、安心して住みやすいまちづくりを進めていきます。

基本的な方向

- 地域における「安心見守りネットワーク推進事業」の強化を図るため、各地区の情報交換等により、地区内の地域福祉活動が活発化するように支援します。
- 地区福祉懇談会の開催や、地域の中での見守り活動が活発におこなわれるよう協力・支援するとともに、災害時の支援体制の強化を図ります。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①地区内の連携を深め安心見守りネットワーク推進事業活動の充実を図る	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・いきいきサロン事業の充実 ・安心見守り隊活動の強化 ・地区福祉懇談会の充実 ・食事サービス事業支援 【地域福祉活動に関する情報提供】 ・各地区における地域福祉活動の情報交換	・住民 ・地区福祉連絡会 ・安心見守り隊 ・食事サービスボランティア	○	○	○	○	○
②福祉懇談会開催への協力・支援	【地区福祉懇談会】 ・地区福祉懇談会の充実	・地区福祉連絡会 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③安心見守り隊による見守り体制づくりへの支援	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・安心見守り隊の活動支援	・社会福祉協議会 ・地区福祉連絡会	○	○	○	○	○
④災害時の支援体制の強化	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・災害福祉マップの活用 ・安心見守り隊の活動支援 ・緊急時や災害時における連絡体制の検討	・住民 ・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

⑤ 民生児童委員活動、福祉委員活動の充実等

現状と課題

- 「民生委員」は「民生委員法」、「児童委員」は「児童福祉法」に定められたボランティアとして、地域住民の立場に立ってその暮らしを支援しています。委員の役割は、地域住民の心配ごとなどを解決するために、住民に専門機関や福祉サービスなどを紹介しています。また、住民と行政とのパイプ役や調整役を務めています。池田町の民生児童委員は40名（内2名は主任児童委員）で、全地区に担当の委員が配置されており、充足率は100%となっています。
- 福祉委員制度は、平成4年に町内各区に1名以上の設置でスタートし、地域住民のよき相談相手となり地域福祉の向上に努めることを役割として活動しています。町内46区の区長推薦によって池田町社会福祉協議会長の委嘱を受け、平成30年4月現在、町内全体で332名の福祉委員が活動しています。福祉委員も含めた安心見守りネットワーク推進事業には地域差があり、民生児童委員、福祉委員と他の役員との連携が取れている地域とそうでない地域がみられます。また、新任の福祉委員には新任福祉委員研修や、レベルアップのための福祉サポーター講座を開催していますが、すべての方が参加できているわけではないのが現状です。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、住んでいる地区の担当民生児童委員について「知らない」の割合が2割となっており、民生児童委員及びその活動内容について更なる理解を進めていく事が必要です。

基本的な方向

- 地域で、区長や福祉委員と連携しながら民生児童委員の見守り活動を強化し、地域住民の福祉の向上に努めます。また、民生児童委員の立場や活動について、住民の理解を深める啓発を行います。
- 地区福祉連絡会総会等で福祉委員へ見守りネットワークについて周知し、小地域での見守り活動を充実します。また、自己研鑽、情報交換の場としての研修会について、参加しやすい時間での開催等も検討しながら、委員の資質の向上に努めていきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①積極的な訪問活動の展開	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・高齢者、障がい等の見守り活動 ・災害時等における見守り強化	・民生児童委員 ・池田町 ・社会福祉協議会 ・福祉委員	○	○	○	○	○
②関係団体、事業所等との連携・協力	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・地区福祉連絡会等との連携	・民生児童委員 ・池田町 ・社会福祉協議会 ・福祉委員	○	○	○	○	○
③自主事業の展開	【災害福祉マップ】 ・災害時要援護者への支援 ・災害時要援護者における同意者の更新 【愛の一声活動】 ・児童のいる世帯への訪問活動	・民生児童委員 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④民生児童委員活動への理解の促進	【健康・福祉・エコフェア いけだ】 ・フェア時における活動PR	・民生児童委員	○	○	○	○	○
⑤関係機関との連携強化と地域の見守り活動の充実	【安心見守りネットワーク推進事業】 ・福祉委員研修会 ・民生児童委員会との連携 ・地区福祉連絡会との連携、安心見守りネットワーク推進事業の周知	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
⑥自己研鑽、情報交換の場としての研修会の開催	【福祉委員研修会の開催】 ・研修会の開催と参加の促進 ・研修会に参加しやすい時間での開催の検討	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
⑦福祉委員活動の強化	【連携強化】 ・民生児童委員、各種関係団体との連携	・福祉委員会 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

安心見守りネットワーク推進事業

○ 目的

区長、民生児童委員、福祉委員やシニアクラブ、日赤奉仕団、食事サービス、障害者団体等の各団体で行われている訪問活動の相互の連携を密にし、平常時・災害時共に地域住民の自主的活動での総合的な支援体制や見守り活動を確立し、安心して住み続けることのできる福祉のまちをめざすことを目的とする。

○ 対象者

- ・概ね 75 歳以上の一人世帯高齢者
- ・概ね 75 歳以上の二人世帯高齢者
- ・重度障害者
- ・その他支援を必要とする者

で、かつ支援を必要とするもの

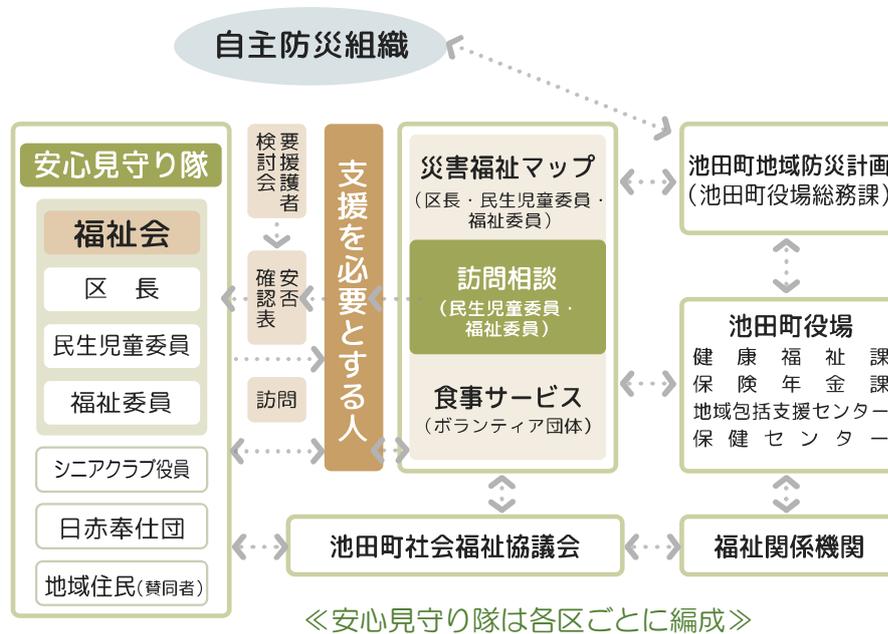
○ 「安心見守り隊」の編成

区長、民生児童委員、福祉委員、シニアクラブ・日赤奉仕団役員及び各区に居住するこの事業に賛同する者の中から各区ごとに組織する。

区の状況に応じて複数の安心見守り隊の設置可能。

団体活動と地域活動の連携協力

○ 安心見守りネットワーク 体系図



(2) ボランティア活動への参画を図ります

① ボランティア・市民活動への支援と参加促進

現状と課題

- 町内では、福祉に関するボランティア活動だけでなく、環境や災害、まちづくりに関するボランティア活動も盛んになっています。また、安心見守りネットワークや、いきいきサロンボランティア等、地域に根ざしたボランティア活動も定着しており、各区において活発に活動されています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、ボランティア活動の参加状況について「参加している」の割合が3割半ば、「以前に参加したことがある」の割合が2割半ばと、これまで参加したことがある人の割合は約6割となっています。参加したことがない人において、ボランティアの参加条件について「自分にあつた時間帯で活動できるのであれば参加してみたい」「興味がある内容の活動であれば参加してみたい」といった割合が高くなっており、ボランティアに関する情報を積極的に発信するなど、参加しやすい環境を整える必要があります。

基本的な方向

- ボランティア活動に関する情報の収集や発信を行うとともに、ボランティアセンターの機能を強化し、活動しやすい体制づくりに努めます。また、若い世代の地域活動、ボランティア活動への参加を促進します。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画				
		2019	2020	2021	2022	2023
①ボランティア活動に関する情報の収集や発信	【ボランティア活動に関する情報収集と発信】 ・情報収集に努め、社協だより、ホームページをとおして情報発信を行う ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
②ボランティアに関する講座開催等の啓発事業	<p>【地域福祉(ボランティア)入門講座の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動や地域福祉活動をしてみたいと考えている人を対象とした入門講座の開催 ・若い世代の地域活動、ボランティア活動への参加促進に向けた講座等の開催 	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③ボランティアセンター機能の強化	<p>【ボランティア相談事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等関係機関等との連携を強化し、ボランティア活動を促進 ・ボランティアをしたい人と求める人との受給調整を行う(マッチング) <p>【講座・講演会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を促進する講座や講演会の企画・開催 ・若い世代の地域活動、ボランティア活動への参加促進に向けた講座等の開催 	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④ボランティア・市民活動団体のネットワークづくり	<p>【ネットワークづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会等と協力してネットワークづくりの推進を行う 	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○



② 地域福祉リーダーの育成

現状と課題

- 地域福祉を進めるうえでの主役は地域住民であり、地域における福祉活動を充実するためには、ボランティア活動や地域活動が重要です。そのような活動を継続して活発化していくためには、それらの活動を支え、推進する人材が必要です。
- 地域においては、安心見守りネットワークによる住民自身の見守り活動やいきいきサロン、多世代ふれあい事業などの活動も活発に行われていますが、多様化する地域課題に対応していくためにも、様々な世代において、地域福祉を推進できる人材を育成することが重要です。

基本的な方向

- 研修会等を通じて、地域福祉活動を推進するリーダーの育成に努めるとともに、地域資源を発掘し、その情報を発信していきます。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画				
		2019	2020	2021	2022	2023
①地域福祉リーダー育成のための研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会 ・ 地区福祉連絡会 	○	○	○	○	○
②地域資源の発掘及び情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 池田町 ・ 社会福祉協議会 ・ 地区福祉連絡会 	○	○	○	○	○

(3) 地域のつながりの強化に努めます

① サロン活動、交流機会の充実

現状と課題

- 平成10年度から「ふれあいいいききサロン」の開催支援を行っており、現在町内で54ヶ所のサロン（高齢者サロン53ヶ所、障がい者サロン1ヶ所）が立ち上がっており、サロン活動を通じて様々な交流が行われています。
- 各地区福祉連絡会において「ふれあいいいききサロン」交流会を開催し、地域間での情報交換や、活動リーダーやボランティアの養成などを行い、サロンの開催支援を行っています。しかし、サロンで活動する人の高齢化が進んでおり、地域の人の参画を促進する必要があります。

基本的な方向

- サロン活動に関する周知を図るとともに、ボランティア等の養成を行い、地域のつながりを深めるサロン活動の支援を行います。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①サロン活動の紹介と情報交換	【サロン交流事業】 ・各地区福祉連絡会において「ふれあいいいききサロン」交流会を開催し、地域間での情報交換を実施 ・社協だより、ホームページにてサロン情報の紹介	・社会福祉協議会 ・地区福祉連絡会	○	○	○	○	○
②サロンの活動リーダーやボランティアの養成	【地域福祉活動リーダーの養成】 ・ボランティア講座の開催 ・福祉サポーター講座の開催	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
③サロンの自主的 開催支援と活動 の充実	【サロン開催支援】 ・協力金の支援と補助方法 の検討 ・サロンボランティア講師、 サロンメニューリストの 作成	・福祉会 ・住民 ・社会福祉 協議会	○	○	○	○	○

② 地域活動の支援

現状と課題

- 各地区で、自治会、福祉会、シニアクラブ、子ども会等が中心となり、クリーン活動や、夏休みのラジオ体操、校区民運動会、多世代交流事業等が様々な取組が開催されています。しかし、参加者は、固定化されている部分もあり、若い世代等参加を促進する必要があります。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域との「つながりがあったほうがよい」と回答している割合が8割を超えており、多くの方が地域とのつながりの重要性を感じており、地域活動を通じてつながりを強化できるよう、支援することが大切です。

基本的な方向

- 地域でのイベントや伝統行事等を通じて、交流・つながりができるよう、各事業の協力支援を行います。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①若い世代が関心 を持てるイベン トの開催、参加 の呼びかけ	【多世代交流事業の推進】 ・事業への協力支援 ・遊具整備やボランティア 講師の募集等による活動 支援	・住民 ・地区福祉 連絡会	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
②地域の伝統行事の若い世代への伝承	【伝統行事、地域交流事業の推進】 ・事業への協力支援 ・遊具整備やボランティア講師の募集等による活動支援	・住民 ・地区福祉連絡会	○	○	○	○	○
③子ども会、自治会等で連携を図りながら交流の輪を広げる	【関係機関の連携強化】 ・事業への協力支援 ・遊具整備やボランティア講師の募集等による活動支援 ・小学校など関係機関と地域との連携支援	・住民 ・地区福祉連絡会	○	○	○	○	○



(4) サービス提供体制を充実します

① 福祉サービス提供者の資質の向上

現状と課題

- 相談窓口の充実を図るため、専門職員の研修に努めてきましたが、研修などには積極的に参加しているものの、資格取得者などの専門職員は不在であり、人員・人材が不足しています。
- 障がい者へのケアマネジメント体制において、相談支援事業所が不足しており、障がい者に寄り添った丁寧なヒアリング、モニタリングができるよう相談支援専門員を確保していく必要があります。
- 事業者間連携においては、ケアマネジャー・施設等事業所との関係強化とともに、更なるケアマネジャー等の資質向上を図ることが求められます。

基本的な方向

- どの分野の相談にも対応できる専門職員を育成し、相談窓口の充実を図ります。また、障がい者へのケアマネジメント体制について、相談支援専門員の確保を図ります。
- 福祉サービス提供者の研修会を開催し、積極的参加を促進します。事業者等もその連携により資質向上を図ります。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画					
		2019	2020	2021	2022	2023	
①福祉サービス提供者の研修会の開催及び促進	【研修会実施】 ・地域ケア事例研修会 ・地域ケア会議及びケアマネ連絡会合同研修会	・池田町 ・地域包括支援センター	○	○	○	○	○
②相談窓口の充実	【窓口業務】 ・専門職員の研修	・池田町	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
③障がい者へのケアマネジメント体制の充実	【サービス利用計画の作成】 ・相談支援専門員が作成するサービス利用計画によるケアマネジメント体制の拡充	・社会福祉協議会 ・池田町 ・事業所	○	○	○	○	○
④研修会等への積極的参加	【研修会参加の推進】 ・年間計画の作成及び周知徹底	・池田町 ・地域包括支援センター ・事業所	○	○	○	○	○
⑤事業者間連携による資質向上	【研修会での情報交換による資質向上】 ・地域ケア会議の開催による関係強化 ・介護支援専門員連絡会	・池田町 ・地域包括支援センター	○	○	○	○	○

② サービスを受けやすい体制の充実

現状と課題

- 誰もが必要な時にサービスを利用できるよう、広報やホームページのほか「健康・福祉・エコフェアいけだ」開催時に福祉サービスの情報提供を行っています。地域福祉についてのアンケート調査では、自身や家族に福祉サービスが必要となったとき、サービスを利用することに経済的な負担への心配などから抵抗を感じている人が2割ほどみられ、福祉サービスについての普及啓発活動に引き続き取り組んでいく必要があります。
- サービスを必要とする人が受けやすいように引き続き、相談や家庭訪問活動の充実に取り組み、更なる各機関の連携や体制整備を行います。また、関係者間のケース検討会議を通じて緊急時のサービスの利用調整などを行っています。

基本的な方向

- イベント開催時における各種相談や関係施設等の紹介の充実を図り、福祉サービスの普及啓発を進めます。
- 地域包括支援センターや保健センター等関係機関と連携しながら福祉サービスを必要としている人への訪問活動(アウトリーチ)などの充実にも努めます。また、継続してケース検討会議等による緊急時のサービスの利用調整を行います。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①スムーズな福祉サービス導入が困難な場合の体制づくり	【地域ケア会議】 ・ 困難事例における関係者間のケース検討会議の開催 ・ 検討事例に応じた事業所等、関係機関への参加依頼	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター	○	○	○	○	○
②緊急性のあるサービス利用の検討	【ケース会議】 ・ 個別ケース会議の開催による緊急サービスの利用調整 ・ 課題発生時の初期対応や解決に向けたマニュアル等の作成	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会 ・ 事業所	○	○	○	○	○
③サービス多様化の検討	【体験サービス】 ・ サービス利用者と事業所等との検討 ・ 地域とのつながりを生かしたサービスなどについて事業所等と検討	・ 池田町 ・ 地域包括支援センター	○	○	○	○	○

基本目標Ⅲ だれもが幸福を分かち合うまちづくり《協働》

(1) だれもが安心して生活できる地域をつくります。

① 防災対策の充実

現状と課題

- 平成30年には大雨暴風等被害を受けるなど、自然災害はいつ起こるか分からない状況の中、大きな災害が起こった場合、行政だけではすべてに対応することは難しい状況です。
- 平成19年度より、各自治会で防災倉庫を設置したり、池田町総合防災訓練を、毎年地区を変えて実施したりするなど、災害に備えています。広報、ホームページ、防災メールを活用した防災啓発や、自主防災組織の育成を行っています。しかし、自主防災組織について、地域によって温度差があり、各自治会で実施している防災訓練の開催も偏りがあります。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域課題への住民相互の自主的な協力において、特に必要な問題を「災害時の助け合い」と回答した人は6割半ばと高くなっており、防災への意識は高まっているものの、防災メール登録者数が伸び悩んでおり、周知方法の検討が必要です。

基本的な方向

- 地域での助け合いの意識を広げ、災害時の被害を軽減できるように、共助の必要性について啓発を行います。
- 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者対策を促進するため、各地区、民生児童委員、福祉委員等との連携を強化します。
- 「災害救援ネットワーク池田」の活動を支援し、防災訓練を町全体及び各自治会で実施するなど、地域防災力の強化を図ります。



実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
① 防災意識の普及啓蒙活動	【防災広報及び防災講座事業】 ・ ホームページ、広報、防災メールを活用し、防災啓発を実施 ・ 出前講座による防災講話の実施	・ 池田町	○	○	○	○	○
② 自主防災組織の育成促進	【自主防災組織補助金交付事業】 ・ 自主防災会で購入する防災資機材や防災拠点の費用を補助	・ 池田町	○	○	○	○	○
③ 避難行動要支援者対策の促進	【関係機関との連携】 ・ 各地区、民生児童委員、福祉委員等との連携強化	・ 池田町 ・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④ 「災害救援ネットワーク池田」への支援	【災害ボランティアセンター立ち上げ訓練】 ・ 防災訓練において、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施 ・ 研修会の開催 ・ 「災害救援ネットワーク池田」の周知啓発	・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○
⑤ 防災訓練の実施	【池田町総合防災訓練】 ・ 関係機関や地域住民との連携の下に総合防災訓練を実施 ・ 障がい者も含めた避難所体験や防災訓練の実施	・ 池田町	○	○	○	○	○
⑥ 各自治会防災訓練の実施	【自主防災会防災訓練事業】 ・ 各自主防災会規約に基づく防災訓練を実施 ・ 各地域への防災訓練の実施に向けた働きかけ	・ 各自主防災会	○	○	○	○	○

② 災害時支援体制の充実

現状と課題

- 災害ボランティア組織「災害救援ネットワーク池田」が池田町の総合防災訓練に参加し、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施しています。
- 避難行動要支援者の把握については、民生児童委員や福祉委員が中心となって行っていますが、今後も個人情報保護に留意しながら要支援者の把握に努め、支援体制を強化していく必要があります。
- 平成 23 年度から災害時要援護者の状況がわかる「災害福祉マップ」が電子化され、民生児童委員・福祉委員が訪問相談を行うことで毎年情報の更新もおこなわれています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、大地震などの災害に対する備えとして、「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が5割程度、「高齢者や障がい者(児)などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が3割半ばとなっており、地域住民一人ひとりが災害に備えることはもちろんのこと、日頃から地域の人と顔を合わせ、つながりを持っておくことが大切です。

基本的な方向

- 安心見守り隊の活動を充実するなど、日頃からのつながりを強化するとともに、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練における町と社会福祉協議会との連携を図るなど、災害時の支援体制の充実を図ります。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①防災訓練の実施	【災害ボランティアセンター立ち上げ訓練】 ・ 防災訓練において、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施 ・ 町及び社会福祉協議会の連携による協力体制の強化	・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
②避難所運営講習会	【避難所運営講習会】 ・避難所運営ゲーム（HUG）を通じた防災意識の向上	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③安心見守り隊の活動の充実	【活動の確認】 ・町と社会福祉協議会との連携による安心見守り隊の活動の内容を確認する	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④避難行動要支援者の把握と支援	【支援体制の充実】 ・本人の同意のもと、要支援者の把握と支援ができる体制を強化	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
⑤福祉避難所の整備	【福祉避難所の整備】 ・要配慮者が安心して避難生活ができる福祉避難所を整備	・池田町	○	○	○	○	○

③ 生活支援の充実

現状と課題

- 平成 24 年 2 月からコミュニティバスを運行し、町内の公共施設や医療機関、スーパーなどを巡回し、高齢者などの交通手段として利用されています。今後、より一層、高齢化が進む中、コミュニティバスを利用したくても、バス停まで行けない高齢者や障がい者への支援が必要です。
- 生活支援における近隣の助け合いやボランティア活動、NPO 法人との協働など、地域での助け合い・支え合い活動を推進しています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、生活上の困りごとを抱えたときや福祉サービスが必要となったときの相談先として、「友人や知人」の割合は約 2 割、「近所の人」の割合は 1 割以下となっており、「家族や親戚」が 7 割以上となっています。地域において、お互い様の雰囲気づくりをすすめ、生活上の困りごとを地域で解決していくことが重要です。
- 平成 27 年に施行された生活困窮者自立支援法により、生活困窮等、複雑・多様化する生活課題への包括的な対応が必要です。
- 平成 28 年に改正された自殺対策基本法、平成 29 年 7 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現が目指されており、地域づくりや居場所づくり、ネットワークづくりが必要です。

基本的な方向

- 日ごろからのつながりの大切さを地域の研修会等で伝え、助け合いの風土を地域のなかに醸成します。
- 池田町のいち支える自殺対策計画に基づき、全庁的な取り組みとして、地域・関係機関と連携、協働に努め、「生きることの包括的支援」として自殺対策を推進します。
- 地域住民やボランティア・NPOなどの活動が、地域の多様な支援ニーズに対応できるよう支援していきます。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画					
		2019	2020	2021	2022	2023	
①自分でできる範囲の近隣支援やボランティア活動	【ボランティア活動支援事業】 ・住民自身による自主活動、ボランティアに関する情報提供	・住民 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②相談窓口の充実と生活支援におけるマネジメント	【NPO法人との協働】 ・NPO法人の活動紹介、情報提供 ・NPO法人、シルバー人材センター等との連携による相談対応	・社会福祉協議会 ・NPO法人	○	○	○	○	○
③生活支援における近隣支援やボランティア活動の普及啓蒙	【近隣の助け合い】 ・近隣で見守りを行う。民生児童委員や福祉委員の協力、連携 ・研修会等を通じた日頃のつながりの大事さの啓蒙	・住民 ・民生児童委員 ・福祉委員	○	○	○	○	○
④個人情報保護と生活支援ボランティアに関する啓蒙活動	【ボランティア研修事業】 ・ボランティア研修の参加者にプライバシー保護などの必要性を徹底	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
⑤自主運行バスの充実	【コミュニティバス運行事業】 ・バス運行の利便性の向上を図る ・デマンドバス、町内タクシー等の検討	・池田町	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
⑥自殺対策の推進	【「生きることの包括的支援」としての自殺対策の推進】 ・重点施策（自殺ハイリスク層）の取り組み ・地域におけるネットワーク強化	・池田町	○	○	○	○	○
⑦生活困窮者自立支援制度の促進	【関係機関との情報共有】 ・複合的な生活課題に対し関係機関との情報共有・相談支援	・池田町 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

④ 地域防犯活動の充実

現状と課題

- 安心見守り隊の活動や、子どもの登下校時のパトロールを通じて、高齢者・障がい者・子どもの安全を見守る活動を実施しています。しかし、多世代ふれあい事業や安心見守り隊の活動と地域防犯の関連について、あまり周知されていません。
- 子どもの見守りや安全、学校の登下校時の見守り等については、各学校等、関係機関との連携を図りながら取り組むことが必要です。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域社会の期待について、「防災・防犯などの日頃の協力」の割合が５割半ばとなっており、地域全体での防犯活動を行うことが大切です。

基本的な方向

- 「安心見守り隊」と総合相談窓口の連携による相談支援体制を強化し、高齢者や知的・精神障がい者等で、判断能力に不安のある住民を、悪徳商法等の犯罪から守ります。
- 子どもと高齢者とのふれあいの場をつくり、地域住民同士のつながりを深めることで、地域防犯の強化につなげます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①子どもと高齢者とのふれあいの場づくり	【多世代ふれあい事業】 ・多世代ふれあい事業の実施 ・多世代のつながりを通じた防犯意識の向上	・社会福祉協議会 ・住民 ・地区福祉連絡会	○	○	○	○	○
②パトロールの実施	【パトロールの実施】 ・子どもの登下校時のパトロールの支援	・地区福祉連絡会 ・住民 ・池田町	○	○	○	○	○
③安心見守り隊の支援	【安心見守り隊の活動強化】 ・地区福祉連絡会との連携 ・多世代のつながりを通じた防犯意識の向上	・地区福祉連絡会 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

(2) 人として尊厳をもって生活できる地域をつくります

① 権利擁護支援

現状と課題

- 平成 29 年 3 月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、同計画を勘案した市町村の区域における施策についての計画策定が努力義務とされています。
- 成年後見の申し立ての体制づくりや日常的な金銭管理など、判断能力に不安のある住民に対する支援を行っています。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、成年後見制度についての認知度は約 7 割ですが、そのうち、内容についても知っている人は 3 割程度にとどまっており、成年後見制度に関する周知ともに、利用促進を図る必要があります。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、地域の課題として、「子どもや高齢者への虐待」「配偶者への暴力（ドメスティック・バイオレンス）」の割合は 1 割以下と、回答した方はわずかとなっています。しかし、虐待や DV は重大な権利侵害であるとの認識のもと、相談支援体制の整備等が必要です。

基本的な方向

- 成年後見制度利用促進基本計画に基づく市町村計画の策定及び中核機関の整備について、広域化（西濃圏域、揖斐郡）も視野に入れながら検討します。
- 高齢者や障がい者等の社会的弱者の権利擁護の必要性を周知し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の適切な利用について周知します。
- 介護疲れ等からの虐待を予防するため、福祉サービスの利用を支援し、在宅介護者のつどいへの参加を促進します。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画					
		2019	2020	2021	2022	2023	
① 日常生活自立支援事業についての普及と利用促進	【日常生活自立支援事業の普及】 ・福祉サービスの利用方法や日常的な金銭管理	・ 社会福祉協議会	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
②相談活動・訪問活動の充実	【訪問・相談活動】 ・随時、相談時に対応。必要に応じて自宅等を訪問 ・社会資源を活かした助言等	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③成年後見の申し立ての体制づくり	【町長申し立ての体制づくり】 ・身内がない、財産上の理由等、検討で認められた人を対象に、町長申し立てを支援する体制を構築 ・全体のコーディネートを行う「中核機関」の整備検討	・池田町 ・社会福祉協議会 ・関係団体	○	○	○	○	○
④虐待予防のための福祉サービス利用支援	【サービス利用の助言】 ・介護者教室、寝たきり・認知症予防教室等の各種サービス・教室に参加することで、適切な介護方法を学び、虐待を予防	・池田町 ・住民 ・社会福祉協議会 ・関係団体	○	○	○	○	○
⑤在宅介護者のつどいへの参加促進	【在宅介護者のつどい事業】 ・介護疲れ等からの虐待予防のため、福祉サービスの利用を支援し、在宅介護者のつどいへの参加促進 ・事業の周知・啓発	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

(3) 当事者組織を支援し協働活動を展開します

① 当事者組織の活動支援

現状と課題

- 身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、シニアクラブなど、障がいのある人やその家族、また、高齢者などの当事者組織に対し、PR 活動の推進や、活動の支援、情報交換の支援を行っています。
- 支援を必要とする高齢者や障がい者、その家族が、日常的な悩みや不安などについて、お互いに相談や話し合ったりするなど、当事者組織の役割は大きなものがあります。しかし、当事者や家族の組織離れ、ニーズの多様化などにより既存組織の会員の減少がみられ、当事者組織活動の支援とともに、周知啓発が必要です。

基本的な方向

- 当事者組織の存在や活動内容についての PR 活動を推進し、当事者や家族の精神的支援に努めます。
- 当事者組織への支援方法を検討し、ニーズに合わせた支援を展開します。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
① PR 活動の推進	【活動 PR】 ・各福祉団体の活動を紹介する	・団体 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
② 組織活動の展開	【組織活動の支援】 ・各当事者組織の活動を支援する	・団体 ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

② 当事者家族の支援

現状と課題

- 各種相談窓口の連携を強化し、当事者家族に対する支援や、当事者家族を支援している団体への活動支援を行っています。
- 当事者の悩みはなかなか周囲の理解が得られず、当事者同士だからこそ打ち明けられる悩みも少なくありません。当事者家族同士の交流の場は安心感を生み出したり、悩みごとの解決につながったりするため、交流の機会の充実が必要です。また、デイサービスやショートステイ等のレスパイト（親や家族の休養）サービスを周知し、その利用を支援するなど、相談支援やサービス利用支援を行うことが大切です。

基本的な方向

- 複雑化・複合化する課題に対応するため、関係機関との関わりを密にし、様々な相談に対応できるスキルアップや、体制づくりを行います。
- レスパイトサービスの利用支援を継続して行います。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①相談支援事業の充実	【総合相談支援事業】 ・各相談窓口の連携及び強化	・池田町 ・地域包括支援センター ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②レスパイト（親や家族の休養）サービスの利用支援	【サービス利用支援】 ・デイサービス、ショートステイ等のレスパイトサービスの周知、利用支援 ・大室荘を活用した宿泊訓練の実施	・地域包括支援センター ・社会福祉協議会 ・事業所	○	○	○	○	○
③当事者家族等へのボランティア活動の支援	【団体への支援協力】 ・当事者支援団体の情報把握 ・当事者家族を支援する団体に対する活動支援	・社会福祉協議会 ・各種団体	○	○	○	○	○
④当事者組織の自主運営の支援	【自主運営の支援】 ・在宅介護者のつどいの自主運営支援	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

(4) 保健、医療、福祉の連携強化に努めます

① 地域ケア会議の充実

現状と課題

- 地域ケア会議は、池田町内及びその近隣の保健医療福祉サービス機関等の担当者、関係行政機関の担当者と構成されています。介護予防サービスや困難事例等の検討を行い、介護保険サービスの適切な利用を検討しています。
- 地域ケア会議等を通じて、情報交換・情報提供等を行い、関係機関との連携の強化を図っています。

基本的な方向

- 地域ケア会議の継続実施によって、適切な介護保険サービスの運営を行います
- 研修や保健医療福祉関係の情報交換・情報提供を行い、地域ケア会議委員及び池田町全域の健康福祉サービスの向上を図ります。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画				
		2019	2020	2021	2022	2023
①地域ケア会議委員への研修	【地域ケア会議・介護支援専門員合同研修会】 ・各種福祉関係者の資質向上のため、専門講師を招き、講演会、意見交換等を実施する	○	○	○	○	○
②措置事例、処遇困難事例等の検討	【事例検討】 ・各事例の関係者を招集し、今後のサービス導入や地域支援について調整・検討する ・関係機関との連携を深めた支援体制づくり	○	○	○	○	○
③介護保険サービスの適切な利用検討	【サービス担当者会議】 ・サービス担当者会議を実施し、適切なより良い介護保険サービス等の検討を行う	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
④保健医療福祉関係の情報交換・情報提供	<p>【地域ケア会議、介護支援専門員連絡会、保健福祉実務者会議、ケアマネ情報紙、民生児童委員との合同懇談会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議や研修会等を開催し、関係者間の情報交換などを行う ・関係機関、関係部署との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・池田町 ・地域包括支援センター 	○	○	○	○	○

② 地域健康づくりの推進

現状と課題

- 健康寿命の延伸が目指されるなか、がん、循環器病、糖尿病などの生活習慣病の増加、心身機能の低下による閉じこもりや介護を必要とする高齢者の増加などが問題となっています。
- 健康・福祉・エコフェア等による地域健康づくりの推進や、地域での健康づくり、それらを支援する社会環境の充実を図っています。しかし、健康づくり活動への参加者が一部の人に偏り、また、若い世代の参加があまりみられません。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、4割近くの人が、「いつまでも楽しく、健康に生活できるまち」にしたいと回答しています。年代別でみると、10歳代では5割半ば、20歳代では5割近くとなっており、若い世代ほどそういった意識が強くなっています。

基本的な方向

- 担い手の育成や活動団体への支援を充実し、住民が主体となる健康づくり活動を促進します。
- 若い世代が関心を持ち、活動につながるように、情報発信のあり方や活動の内容、参加方法などニーズに合わせた支援を行います。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①健康づくりの支援	【健康・福祉・エコフェア】 ・健康と福祉に関する普及啓蒙、相談事業等	・池田町 ・保健センター ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②地域での健康づくりの促進	【ふれあいいいきいきサロン等】 ・地域主催のふれあいいいきいきサロン等の機会を利用し、健康教育・健康相談を実施	・池田町 ・保健センター ・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
③健康づくりを支援する社会環境の充実	【健康づくり事業への支援】 ・健康づくり関係団体との共同事業の実施 ・食育を普及する人材の育成	・池田町 ・保健センター ・各種団体	○	○	○	○	○



(5) 地域福祉活動の周知と強化に努めます

① 社会福祉協議会の組織体制の充実

現状と課題

- 池田町社会福祉協議会は、昭和 62 年 2 月に社会福祉法人として法人化設立され、32 年間の社協活動により、池田町の地域福祉は大きく発展を遂げています。
- 役員・事務局組織の拡充や、池田町社会福祉協議会の職員の資質向上など、体制整備に努めるとともに、民間の助成金や共同募金活動など、財源の安定的な確保に向けて取り組んでいます。
- 地域福祉についてのアンケート調査では、池田町社会福祉協議会についての認知度は 8 割半ばですが、そのうち、内容についても知っている人は 4 割程度となっており、社会福祉協議会の周知を図る必要があります。

基本的な方向

- 池田町社会福祉協議会の経営基盤を強化するとともに、職員の資質の向上を図り、地域福祉の推進母体としての機能を強化します。
- 池田町社会福祉協議会への有資格者の計画的な採用と研修会への参加促進を行い、職員のさらなる資質向上に努めます。
- 民間の助成金や共同募金会の配分事業など調査研究し財源確保に努めます。

実施計画

取り組み	実施主体	事業計画					
		2019	2020	2021	2022	2023	
①役員・事務局組織の拡充	【理事会、評議員会の開催】 ・定款、諸規定の整備、専門職員の適正配置	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
②社協職員の資質向上	【社協職員の資質の向上】 ・福祉資格の取得促進、有資格者の適正配置、研修会への参加促進、自主的研修会の開催	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
③自主財源の安定確保	【自主財源の確保】 ・池田町の補助金や指定管理料の安定確保、国・県の補助金や民間の助成金の調査研究	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○
④共同募金活動の推進	【共同募金活動】 ・赤い羽根募金や歳末助け合い募金のPR、募金の適正配分	・社会福祉協議会	○	○	○	○	○

② 地区福祉連絡会の活動支援

現状と課題

- 町内7地区に設立された「地区福祉連絡会」において、地域の福祉課題についての懇談会や研修会を実施し、安心して住みやすいまちづくりをすすめています。
- 地区福祉連絡会では、区ごとに行われている見守り活動やいきいきサロン活動などを地区全体でレベルアップを図るための研修会や、情報交換会・福祉懇談会等を開催しています。また、まごころ弁当を配食する食事サービスボランティアとの交流を図る事業を行っている地区もあります。今後も地区福祉連絡会の活動を支援し、地域福祉を推進することが大切です。

基本的な方向

- 地区福祉連絡会を地区福祉懇談会の母体と位置づけ、定期的な開催を支援します。また、地区福祉連絡協議会も定期的を開催し、町全体での地域福祉の向上に努めます。
- 地区の福祉活動がより一層充実するよう、住民の声を聞きながら活動内容を検討していきます。

実施計画

取り組み		実施主体	事業計画				
			2019	2020	2021	2022	2023
①地区の福祉活動の推進	【地区の福祉活動の推進】 ・地区福祉連絡会の支援 ・地区福祉懇談会の開催 ・地区福祉連絡協議会の開催	・地区福祉連絡会 ・社会福祉協議会 ・池田町	○	○	○	○	○





参考資料

1 計画策定までの取り組みと経過

計画策定にあたりましては、町民や福祉ボランティア関係者などの意見を反映させるために、下記の取り組みを行いました。

(1) 策定委員会の開催

- 第1回策定委員会 平成30年5月25日 会場：池田町役場 協議会室
議 題 1. 池田町地域福祉(活動)計画の策定について
 - ・策定プロセスとスケジュール
 - ・策定までのフロー
 - ・アンケート調査2. 地区福祉連絡会及び地区福祉懇談会について
 - ・地区福祉連絡会総会
 - ・地区福祉懇談会「地域のお宝発見講座」とスケジュール

- 第2回策定委員会 平成30年11月20日 会場：池田町役場 3B会議室
議 題 1. 経過報告
 - ・地区福祉懇談会について
 - ・アンケート調査結果について
 - ・意見交換会について2. 協議事項
 - ・計画素案の検討について

- 第3回策定委員会 平成31年1月31日 会場：池田町役場 3A会議室
議 題 1. 協議事項
 - ・計画素案の検討について

- 第4回策定委員会 平成31年3月14日 会場：池田町役場 3A会議室
議 題 1. 「しあわせ福祉プランいけだⅢ」の策定完了について

(2) 地域福祉についてのアンケート調査

- ・調査対象：満18歳以上の町民
- ・配布総数：1,000件
- ・調査方法：地区懇談会及び郵送による配布
郵送による回収
- ・有効回収数：597件（有効回収率59.7%）
- ・調査時期：平成30年6月～7月

(3) 意見交換会

町内で多様な福祉ボランティア活動をしている7つの団体の代表にお集まりいただき、地域福祉についての意見交換会を行いました。

日時：平成30年10月26日 13:30～15:00

場所：池田町役場 3B会議室

参加団体：①池田町日赤奉仕団／地域奉仕活動、独居高齢者訪問

②まごころランチの会／食事サービス調理・配達

③アイアイガイド／視覚障がい者の外出サポート

④さといもの会／障がい児・者の支援

⑤地区福祉連絡協議会／地域福祉の推進

⑥池田町民生児童委員協議会／地域福祉の推進、社協事業援助協力

⑦池田町福祉委員会／地域福祉の推進、配食ボランティア

(4) ワーキング会議

池田町役場（健康福祉課・保険年金課・地域包括支援センター・保健センター）職員及び池田町社会福祉協議会職員が、地域福祉部・保健衛生部・社会福祉部・高齢福祉部・介護サービス部・児童福祉部・障害福祉部の7チームに分かれ、各専門分野の地域福祉に関する課題・意見を整理・集約し、検討しました。

(5) 地区別福祉懇談会の開催

地区福祉連絡会の協力を得て、地区ごとにお宝発見講座及びお宝発表会及び地区別懇談会を開催しました。

■お宝発見講座（各地区で2日間実施）

地区名	日時			
	第1回目	参加者数	第2回目	参加者数
宮地	平成30年6月15日	47	平成30年8月1日	44
養基	平成30年6月21日	25	平成30年8月1日	21
中	平成30年6月22日	34	平成30年8月2日	26
西	平成30年6月14日	40	平成30年7月31日	36
東	平成30年6月21日	61	平成30年8月3日	43
池野	平成30年6月14日	48	平成30年8月2日	44
八幡	平成30年6月15日	54	平成30年7月31日	42
	計	309	計	256

■地区別福祉懇談会

- ・テーマ 「自分たちの暮らしている地域の現在と未来について考えてみよう」

地区名	開催日	参加者数
宮地	平成30年11月6日	38
養基	平成30年10月24日	22
中	平成30年10月3日	30
西	平成30年10月10日	30
東	平成30年10月23日	46
池野	平成30年9月21日	37
八幡	平成30年10月2日	43
	計	246

(6) パブリックコメント（意見公募）

計画素案等を町ホームページに掲載の他、役場、社会福祉協議会及び各地区公民館（宮地、養基、西、中、東、八幡）内にて公表し、パブリックコメント（意見公募）を行いました。意見の提出はありませんでした。

2 池田町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町地域福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、池田町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 福祉関係団体等の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、民生部健康福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月 1日から施行する。

3 池田町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町社会福祉協議会（以下「池田町社協」という。）が地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。また、池田町活動計画は、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりのために池田町地域福祉計画と協働で策定するものとする。

(設置)

第2条 池田町活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから池田町社協会長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 福祉関係団体等の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他池田町社協会長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、活動計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会が必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、池田町社協事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月 1日から施行する。

4 池田町地域福祉(活動)計画策定委員名簿

No.	所属・役職等	氏名	備考
1	議会議長	岩谷 真海	
2	民生文教委員長	野原 智	
3	区長連合会長	川瀬 勲	委員長
4	民生児童委員協議会長	竹中 行雄	副委員長
5	教育長	国枝 磨須美	
6	ボランティア連絡協議会代表	高橋 千鶴子	
7	池田シニアクラブ会長	成瀬 武利	
8	障害者福祉連合会代表	西川 見義	
9	福祉委員長	川本 富士男	
10	宮地地区福祉連絡会長	牛嶋 正雄	
11	養基地区福祉連絡会長	久保田 芳徳	
12	西地区福祉連絡会長	清水 一男	
13	中地区福祉連絡会長	中村 悟	
14	池野地区福祉連絡会長	杉江 勝敏	
15	東地区福祉連絡会長	西川 菊雄	
16	八幡地区福祉連絡会長	河瀬 治男	

5 用語集

あ行

いきいきサロン

ひとり暮らし高齢者や家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画して活動内容を決め、ふれあいを通じて生きがいつくり・仲間づくりの輪を広げること、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動。

NPO法人（特定非営利組織）

ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、地域活動を行う組織・団体をNPOといい、そのうち特定非営利活動促進法に基づく一定の条件を満たして認証を受けた「特定非営利活動法人」を通称NPO法人という。福祉、まちづくり、環境、医療、スポーツ、国際協力など様々な分野で活動が行われている。

か行

介護保険法

介護が必要になった方に保健医療サービスや福祉サービスなどの給付を行うために、1997年（平成9年）12月17日に公布、2000年（平成12年）4月1日に施行された法律。介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生した介護保険制度について定めた法律。

協働

町民（地域住民）や各種団体と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

子育て支援センター

子育て家庭に対して、育児相談などの育児支援を行うことを目的とする施設。

コミュニティ

共同体。共同生活のための地域集団のこと。地域社会。一定の地域に居住し、共通の感情を持つ人の集団のこと。

さ行

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行なう応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。

社会福祉協議会

社会福祉法により地域福祉の推進の中核的な担い手として位置付けられ、地域社会において、行政や関係機関と連携しながら民間の自主的な社会福祉活動を展開し、住民の柔軟な福祉活動を推進し、福祉の課題・問題を解決するための公共性・公益性の高い民間福祉団体。

社会福祉法

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律である。福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることによって、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

社会福祉法人

社会福祉法にいう社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。社会福祉事業には、公共性の高い事業である第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、児童養護施設の運営など）と、第二種社会福祉事業（保育所、デイサービスの経営など）がある。

シルバー人材センター

健康で働く意欲のある高齢者を会員とした、営利を目的としない会員組織。高齢者が、その経験と能力を活かしながら働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいと追加的収入を得ることを目的とする。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた制度。

成年後見制度

民法に規定された判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある成年者の財産管理や身上監護を支援する制度。

た行

地域ケア会議

介護予防・生活支援の観点から、要介護・要支援となるおそれのある高齢者及びその家族に対して、効果的な予防サービスの総合調整や地域ケア介護の総合調整を行うとともに各機関の質的向上を図ることを目的とした会議。

地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域包括支援センター

保健・医療・福祉の専門職相互の連携やボランティアなどの住民活動も含めた連携により、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活し続けていけるよう、高齢者に対する総合的なマネジメントを担う地域の中核機関。

DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。親しい間柄の異性（配偶者・恋人・事実婚を含む）から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。

な行

日常生活自立支援事業

判断能力に不安があるため、適切な福祉サービスを受けることのできない人のために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する制度。

は行

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などを取り除くということ。広くは、誰もが地域のなかで安心・快適に暮らせるように、社会基盤や施設、制度上の障壁などを取り除くこと。

福祉委員

福祉課題を抱える住民に対して、その立場に立って相談にのり、区長・民生児童委員等との連携のもとに住民と社協とのパイプ役を果たす地域福祉活動の推進者。

福祉避難所

災害時に特別な配慮を必要とする要支援者を対象とした、バリアフリー等の機能を備えた避難所のこと。

フレイル

年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。多くの人が健康な状態からフレイルを経て要介護状態になると考えられている。

ま行

民生児童委員

民生委員は民生委員法、児童委員は児童委員法に定められた委員で民生委員が児童委員を兼ねているため、池田町では民生児童委員と呼ばれている。

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域で住民の立場からの要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障がい者、乳幼児宅、児童宅等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行う。